

番号	質問・意見	機関	回答
51	<p>11月2日開催された高浜原発再稼働に対する住民説明会は、再稼働を進めていく人たちと、参加した団体は市長の意向に沿った団体、個人であり、原子力村の復活です。福島事故の原因、調査は、もちろん復旧の目途さえ全く見えません。スリーマイル島、チェルノブイリ事故で原子力は後退しています。福島事故でドイツ等欧州では脱原発に舵をきりました。この現実を謙虚に反省し30キロ圏に全市民が生活している舞鶴市として、市民の側に立った説明をお願いします。</p> <p>唯一の被爆国として原子力発電は平和利用と核兵器という軍事利用の2つの面をもって、当然核兵器は全面廃棄ですが、原発も人間のコントロールできるものでないことはノーベル物理学者が言っています。事故が起きれば舞鶴市は2度と住めなくなる、消滅です。</p> <p>福島では放射性物質で汚染され県外避難した住民は4年半しても戻らない。戻るのは、お年寄り、このままでは行政の体を保てない。舞鶴市にもそのまま当てはまります。</p> <p>福島では、自殺者が減らない。原発の影響は数十年、天災の被害とくらべて全く違う。人生をやり直せない。絶望し、自殺するケースが多いと統計がでています。</p> <p>福島第一では、現在も汚染水は増え続けており、展望がありません。除染で出た汚染土壌も不安だらけです。</p> <p>舞鶴市の避難計画も問題です。幼児、体の不自由な人、老人全市民に納得できる説明をしてください。そもそも避難する事態が起こる可能性を持つ原発をなぜ再稼働させるのかということです。こんな恐怖を起こさないことです。</p> <p>再稼働すれば、使用済み核燃料の処分場決まっています。未解決の問題が将来の世に残ります。</p> <p>再稼働の責任があいまいで、福島事故では誰も責任をとっていません。規制委員会は審査は合格したが、安全は保障できない。じゃ誰が責任をとるのか。安保法制で丁寧に説明すると言明されたが、いまだに何の説明もない、原発も全く同じ、市行政もそのことを踏まえ明確にして下さい。</p> <p>自然が汚染されることは国土を使い捨てにすることです。府、市もこれに学び自然を活用した再生エネルギーに転換すべきです。さいわい舞鶴市は自然に恵まれています。地産池消で地域の創生、活性化、若者が働ける町創りにしたらいいのではないですか。国の経済政策で、舞鶴市は良くなりましたか。むしろ仕事がなく人口は減少しています。商店街はどんどん閉鎖しています。安全と生命に向き合い、老人も若者も手を取り合ってこの舞鶴で生活できることです。</p> <p>各町内に放射線測定器の配備ができないのか。</p>	市	<p>原子力発電は、安全を最優先とする国のエネルギー政策であり、全ては国の責任において進められています。</p> <p>一方、市民の安全・安心を確保しなければならない市としましては、万一の際の住民避難につきまして、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。現在、より実効性のある避難計画となるよう舞鶴市住民避難計画の改正作業を行っており、今後、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えています。</p> <p>説明会において、万が一、事故が発生しても福島原発事故のように、家に帰れないような事態にはならないと、国から説明を受けています。</p> <p>今回の説明会は、国のエネルギー政策についての理解を深めていただくとともに、広く市民の意見をお聴きするため、市民を代表する様々な分野の方々にお声かけさせていただいたものです。市民の皆様の理解が深まるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>自力歩行が困難な方など、重度の要配慮者の避難につきましては、京都府および京都府災害時要配慮者避難支援センターが中心となって、車両の手配や避難先との受入調整を行っていただくこととなっています。</p> <p>一方、介助すれば歩行が可能なお方につきましては、災害時要援護者個別支援計画に基づき、地域の助け合いで自家用車やバス等で地域住民の皆さんと一緒に避難していただきたいと考えておりますが、まずは正確な情報を市民の皆様へ伝え、市民の皆様からいただく情報の中で、的確に判断して、対応してまいりたいと考えています。</p> <p>できれば、平常時から地域における見守り、声かけ、防災訓練の実施など、自助、共助による地域コミュニティの強化にご協力いただきたいと思いますと考えており、市も責任をもって連携し支援していきます。</p> <p>今後も引き続き、立地自治体に準ずるまちとして、原子力防災資機材等の充実につきまして、国や京都府に要望してまいります。</p>
52	<p>先日の説明会をYouTubeで見せていただきました。専門用語が多かったこともあり、しっかり理解できなかったのですが、気づいた事、疑問に思ったことを書かせていただきます。感想としては市民が感じている不安や疑問と今回の説明はかみ合っていない。また、いくら電力会社に聞いても福島のことがあるため、信用できずにいるのが本心です。この説明に加え、もっとたくさんの専門的な方のお話し、議論も聞かないと納得できません。</p> <p>(避難先について)</p> <p>舞鶴市の65,000人(京都市に避難する人)の避難所はまだ決まっておらず、原発の事故が起こった後になってから、どの避難施設に行くかが決められると聞いています。それは本当ですか？</p> <p>舞鶴市の全ての市民がどの避難施設に行くか公開されているのでしょうか？</p> <p>(子どもの安定ヨウ素剤服用について)</p> <p>小さな子どもは、原発事故が起こった場合、安定ヨウ素剤は被ばくする前に飲めるのですか？</p> <p>もし、保育園や学校から先生がヨウ素剤を受け取りに行くとして、被爆しながら行くのでしょうか？また、自然災害の場合は道も通れるかわかりません。</p> <p>被曝してから安定ヨウ素剤を子どもたちが飲む場合、どのくらいの時間以内に飲めるのですか？(わずかな時間が経過しても効果が下がると聞いています。)</p> <p>滋賀県は、保育園とか幼稚園に安定ヨウ素剤を置いてると聞いています。舞鶴市は何故置かないのですか？</p> <p>いろんな食品や環境物質にアレルギーがある子どももいます。安定ヨウ素剤のアレルギーがあるかないかは、事前に確認した方が事故が起こった後に確認するより安心だし良いのではないのでしょうか？</p> <p>(要配慮者の避難について)</p> <p>舞鶴市の要配慮者は事故が起こった時、被ばくしない施設に全員入れるのですか？どのようにその施設に移動するのですか？</p> <p>要配慮者が放射能から防護される施設は、本当に長時間そこで安全に過ごせるのですか？お医者さん、看護師、介護する方はそこに残るのですか？</p> <p>施設からの避難の交通手段がないと聞いていますが、これは本当ですか？これでは要配慮者は避難出来ないのではないのでしょうか？</p> <p>(避難をするバスについて)</p> <p>避難先に送ってくれるバスは何時間以内に到着するのですか？具体的に教えてください。</p> <p>バスが迎えにくる場所までうまく歩けない人はどのようにそこまで移動するのですか？市が迎えに来てくれるのですか？</p> <p>バスが迎えにくるのは被ばくしてからですか？その場合、バスに乗るまでどのくらい被ばくするのですか？</p> <p>何台のバスが準備されていますか？来てくれる保障はあるのですか？事故後、何時間までに来てくれますか？運転手さんは確保されているのでしょうか？</p> <p>バスはピストン輸送になるのですか？その場合、何回まで待って全員が避難できるのですか？その間バスが汚染されたらどうなるのですか？違うバスが来るのですか？</p> <p>(デイケア、学校、保育園などにいる人の避難などについて)</p> <p>地域には、デイケアの施設に通っている人もいます。昼間に事故が起こった場合、その施設は通所者を家に帰すことになっているのですか？迎えに行くのですか？家には昼間だれもいない場合、通所者はどうなるのですか？</p> <p>地域には一人暮らしのお年寄りもたくさんいます。自力で一般避難所に行くのは無理です。施設に入って居ない場合、一般避難所に行くのですか？どうなるのですか？</p> <p>(学校にいる子どもの家の避難について)</p> <p>子どもが一人以上いる家は別々の学校や園に通ったりしています。家族として避難するのはどのようになるのですか？雪深い地域で、府道に出るのに、一本の路しかないところなどは、もし、災害で道が寸断されたら、子どもたちを迎えに行けません。家族はバラバラです。</p> <p>学校、園の先生方へは、原発災害時の対応を徹底しておられますか？</p> <p>ヨウ素剤が必要な事、目張りをして、窓からできるだけ離れる事、マスクの中に濡れたハンカチを入れる事、ヨウ素剤がなければせめてコンプ水を飲むこと、換気扇は止める事などの被ばくをできるだけ避ける知識。内部被ばくのことなど、必要な知識は伝えられていますか？</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>原子力規制庁</p>	<p>・原子力事故等による原子力損害が生じた場合、法令に基づき原子力事業者はその損害を賠償する責任を負います。</p> <p>・また、原子力事業者は原子力事業の開始に先立って、予め、損害賠償措置を講じておくこととなり、被害者の方々は原子力事業者へ賠償請求の申立てを行い賠償額を受取ります。</p> <p>・国も、原子力損害賠償紛争審査会などを通じ、原子力事業者と被害者との賠償申立に関して紛争が生じた場合の和解仲介及び自主的な解決に資する指針の策定を行います。</p> <p>いつ、どのような放射性物質が、どの程度放出されるのかをあらかじめ正確に予測することはできず、気象予測にも不確実性が含まれることから、拡散計算による予測結果が現実と異なる可能性が常にあります。</p> <p>予測的手法の結果に基づいて避難を行った場合、その予測と異なる方向に放出があれば、かえって放射線被ばくの影響が増大する危険性があります。</p> <p>このため、福島第一原子力発電所事故以前の考え方を改め、現行の原子力災害対策指針を策定しました。具体的には、プラントの状況を踏まえて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね5キロ圏内ではあらかじめの避難</li> <li>・概ね30キロ圏内ではあらかじめの屋内退避</li> </ul> <p>としています。</p> <p>この考え方は、国際原子力機関(IAEA)が定める最新の安全基準にも整合するものであり、国際的に広く受け入れられ確立された考え方となっています。</p> <p>また、予測手法やその精度如何にかかわらず、施設の状態に基づいて予測される放出源情報や気象予測をもとに拡散予測を行い、その結果を踏まえて防護措置の実施を判断する場合と比べて、施設の状態等に基づく判断の方が、より迅速かつ的確に防護措置を実施することができます。</p> <p>こうした考え方に基づけば、防護措置の実施に当たり、予測的手法を活用する必要はないと考えています。</p> <p>なお、防災基本計画において、『国(原子力規制委員会、内閣府)は、地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を活用する場合には、専門的・技術的観点から支援を行うものとする』とされており、原子力規制委員会と内閣府が緊密に連携しつつ、IAEAとの協力の下に専門的・技術的な観点から支援する仕組みを構築していくこととしています。</p> <p>新規基準では、免震重要棟の設置を要求しているのではなく、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない緊急時対策所の設置を要求しています。高浜発電所においては、その要求を満たす緊急時対策所を設置する方針であることを確認しています。</p> <p>まず、炉心を損傷させないことが重要であり、炉心損傷防止対策の有効性を確認しています。その上で、仮に炉心損傷の発生を想定した場合でも格納容器を破損させないよう、格納容器破損防止対策が有効であることを確認するために、電源が一斉に喪失し、原子炉の冷却水が急激に失われるといった、福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定して評価を実施しております。この場合であっても、格納容器再循環ユニットへの海水供給による格納容器内の冷却等の対策により、格納容器の破損は防止できると評価しております。また、このように福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定し、事故の初期にアンユラス空気浄化設備の起動時間の遅れを考慮した場合であっても、その後アンユラス空気浄化設備の作動により、環境に放出されるセシウム137の放出量は約4.2TBq(7日間の数値)であり、福島第一原子力発電所事故と比べても3桁低いレベルに抑えられています。</p> <p>これらの対策を踏まえてもおお放出等を仮定して、原子力発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するため、その拡散を抑制するために必要な設備及び手順をあらかじめ整備しておくことを要求しております。シルトフェンスについては、海洋への放射性物質の拡散を完全に止めるものではありませんが、拡散を抑制するものであることを確認しております。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
	<p>(汚染検査と除染について) 放射能が環境に出た後の避難の場合、全員放射能検査を受けられるのですか？何時までに受けられるのですか？被ばくしていた場合、直ぐに除染してもらえるのですか？ (放射能を浴びる量に関する質問) 放射能が確認されてもまだ避難が始まらない場合があると聞いています。これは本当ですか？ (放射能の測定と除染について) 避難所に入るのには「検査済証」が必要だと聞いています。この証明があれば、検査と除染が済んでいると言えるのですか？「汚染されているのでは？」と差別されるのが心配です。 放射能の汚染検査はとても緩い検査だと聞いています。病院とかの放射線管理区域からものを持ち出す時の基準の30倍の汚染があっても「汚染なし」とされると聞きますが、これは本当ですか？ (市の職員の動員について) 舞鶴市民が全員避難するためには多くの市の職員の動員が必要だと思います。仕事の量の把握と分担は決まっているのですか？何人動員されるのですか？具体的に教えてください。</p> <p>(避難先が汚染されている場合について) 兵庫県が出している放射能拡散シミュレーションでは舞鶴市民が避難する避難先も汚染されます。兵庫県と京都府両方が汚染されている可能性があります。その場合、どうなるのですか？ (モニタリングについて) SPEEDIを使わずモニタリングを使うのなら、汚染が起こってから対策になると思いますが、この理解で良いのですか？ (重要免震事務棟が無いことについて) 高浜原発は他の原発と違って、免震重要事務棟がないまま再稼動を予定していると言います。これは本当ですか？ 福島事故では免震重要事務棟が命綱でした。なぜそのような施設がないまま高浜原発は再稼動出来るのですか？ (海の汚染について) 高浜原発で事故が起こった場合、舞鶴市の海は大丈夫なのですか？福島原発対策は福島原発と同等のシルトフェンスと聞いています。それは本当ですか？そのようなフェンスでは放射能が海に出てしまうと思います。 (プルサーマル燃料について) 高浜原発はプルサーマル燃料を使用すると聞いています。この燃料の品質はウラン燃料より安全性に関する基準が低いと聞いています。(情報公開によって公開された資料で証明されています。)ウラン燃料ほど安全でないということになるのですか？ (地震振動の計算について) 地震が起こった時に高浜原発がどのくらい揺れるかの計算について、高浜3・4号機は原子力規制委員会が定めている審査ガイドを守っていないと聞いています。(ガイドはデータのばらつきを考慮されている必要があるとなっていますが、これがされていないと聞いています。)これは本当ですか？ (国への申し入れについて) 3月17日には舞鶴市は京都府と一緒に国に申し入れをしています。回答は十分なものでしたか？市民に説明してください。 (同意権について) 舞鶴市長は京都府知事と一緒に国に要望書を出しています。国の回答は十分要望に答えていましたか？</p> <p>52 (放射能被害について) 農家などは、野菜の水やりなど、誰かがしないと枯れてしまいます。避難している間だけでも打撃があります。原発事故で環境の汚染があった場合、どのように保障されるのですか？一時避難でも被害は出ます。どのように保障されるのですか？被害額全額をどのように受け取れるのですか？</p> <p>思いつく限り書いてみましたが、意見募集の期間が短かすぎて、十分に調べたり考えたりする時間がありませんでした。また、意見の募集はホームページなどをしっかり見ていないと気付きません。説明会に参加できないのであれば、せめて自治会長などから、各家庭に質問を受け付けていることや、動画、DVDがある事を知らせるか、回覧板で回してほしかったです。資料もせめて回覧板で回していただきたかったです。命と、舞鶴の未来がかかっているのが本当に大事な事だと思います。市長が必ずお答えするとおっしゃってくださったので、回答を待っています。</p>	<p>原子力規制庁</p>	<p>3号炉及び4号炉でMOX燃料を使用することは、申請書(添付書類十)の有効性評価における条件等に記載されています。 3号炉及び4号炉でのMOX燃料の使用は、既に許可されたものであり、本審査は、MOX燃料の使用を前提としています。 今回の新規制基準適合性審査では、MOX燃料の使用を前提として、重大事故等への対策が、新規制基準へ適合しているか審査したものです。審査では、重大事故等の進展に影響する核的特性、物性、照射挙動等に係る諸特性は、ウラン燃料とMOX燃料を炉心へ装荷する運用などを踏まえた条件のもとで、重大事故等時における炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策等が有効であることなどを確認しています。 審査ガイドのどの部分についての御質問かわかりませんが、地震動評価に当たって、検討地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定していることなど、審査基準に適合していることを審査の中で確認しています。</p> <p>(追加回答) PAZについては、安定ヨウ素剤を事前に配布し、全面緊急事態に至った場合の、放射性物質の放出前の予防的な避難の際に、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することとしています。</p> <p>UPZについては、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、必要に応じ、避難や一時移転等に併せて安定ヨウ素剤を配布・服用することとしています。そのため、配布場所や配布方法を事前に定めて準備を行うこととしております。</p> <p>UPZであっても、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、PAZと同様に、各個人への事前配布を行うことが適当であるとしています。</p> <p>服用の指示に当たっては、安定ヨウ素剤の服用の効果が服用の時期に大きく左右され、また副作用の可能性もあるため、原子力規制委員会が必要性を判断します。その上で、原子力規制委員会の判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体は服用の指示を出し、住民等はその指示に基づき服用します。服用の指示を服用すべき住民等まで速やかに伝達するために状況にあわせた情報伝達網の整備を行うこととしております。3歳未満の乳幼児への安定ヨウ素剤の服用が必要な場合には、薬剤師等が粉末剤より調剤した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなります。</p> <p>また、PAZにおいては、安定ヨウ素剤の服用不適切者や3歳未満の乳幼児、そのほか丸剤の服用が困難な者は、警戒事態の段階で、施設敷地緊急事態要避難者として、避難等の防護措置の準備を開始することとしており、全面緊急事態の1つ前の段階である施設敷地緊急事態の段階で、優先的に避難させることとなっております。この段階では安定ヨウ素剤の服用の必要はありません</p>
<p>52</p>		<p>内閣府</p>	<p>PAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域の一般住民の方であれば、全面緊急事態となった場合には、原子力災害対策本部からの避難指示を受けた関係府県及び関係市町からの指示に基づき、一般住民の方は速やかに指示区域の避難時集結場所まで移動し、関係府県及び関係市町にて確保したバス等にて避難先まで移動することとなります。 UPZ圏の場合であれば一時移転等の指示は、原子力発電所の状況や、放射線の状況を把握するための緊急時モニタリングの結果を踏まえ、原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、舞鶴市、京都府をはじめとする関係府県や関係市町に速やかに伝達された後、関係府県及び関係市町からの指示の下、一般住民の方は速やかに指示区域の避難時集結場所まで移動することとなります。 避難指示からバスの到着時間までの具体的な時間については、その時の道路状況や関係府県や関係市町における車両の確保状況などにもよるため、一概に言えるものではありませんが、実効性をより高め、迅速な避難を実現するためにも、国や関係府県等により防災訓練を実施するなどし、計画の不断の改善を進めてまいります。 避難時集結場所まで一人で歩けないような在宅の避難行動要支援者の避難については、支援者が付き添い避難することとしております。なお、一部の避難行動要支援者については、未だ支援者が確保できていない状態ではありますが、その場合においても、行政職員・自治会・消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を京都府にて整備中です。 PAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域の方の避難等は、放出前の避難等となります。 UPZ圏の住民の方は、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、OIL基準に基づき一時移転等を実施することとなります。一時移転等の際に、どの程度被ばくするかについては、原子力発電所の状況にも関わるため一概には言えませんが、いずれにしても住民の被ばく量を可能な限り低減するため、屋外に出る際には身体に放射性物質が付着しないようにレインコートを着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻をおおうなどの対策をとっていただき、避難時集結場所等において配布される安定ヨウ素剤を服用するなどの対策をお願いします。</p> <p>避難に必要なバスの台数等の確保については、現状、関係府県や関係市町が所有する車両のほか、電力事業者が保有する車両などにより、必要台数が確保できる見通しを立てております。仮に不足する場合には、関西広域連合等関係機関が関西圏内の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達することとしています。 それでもなお、不足するような事態となった場合には、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し、必要な輸送能力を確保することとしております。また、不測の事態などにより、計画した車両台数が確保できない場合には、自衛隊などの実動組織を派遣するなどし、避難を実施することとしています。 具体的な時間については、その時の道路状況や関係府県や関係市町における車両の確保状況などにもよるため、一概に言えるものではありませんが、実効性をより高め、迅速な避難を実現するためにも、国や関係府県等により防災訓練を実施するなどし、計画の不断の改善を進めてまいります。 5km圏内のPAZ圏においては、原子力発電所事故時の放射性物質の影響がより大きい、原子力発電所に近い地域の住民を早期に避難等させるために放射線物質の放出前に避難等を実施するものとしています。また、5～30キロ圏内のUPZ圏では、放出された放射性物質が通過するときに屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するために屋内退避を実施するものとして、福島事故の教訓及びIAEAの国際基準を踏まえ、原子力規制委員会により原子力災害対策指針として示されています。 このうち、UPZ圏における一時移転等については、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、OIL基準に基づき、500µSv/hもしくは、20µSv/hを超える区域が特定された場合に、特定された区域の住民が一時移転等を実施することとしております。いずれにしても、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、屋内退避中については、屋内退避の効果を高めるため、すべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断することなどの対策を行っていただき、一時移転等の指示により屋外に出る際には、身体に放射性物質が付着しないようにレインコートを着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻をおおうなどの対策をとっていただき、避難時集結場所等において配布される安定ヨウ素剤を服用するなどの対策をお願いします。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
52		<p>内閣府</p> <p>市</p>	<p>・緊急時モニタリングの結果に基づき、避難や一時移転を実施する場合には、避難途中において避難退域時検査を受けることとなります。当該検査については、迅速に検査等が実施できるよう、原子力規制庁において「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を作成しており、これを踏まえ関係自治体において検査・除染体制を整備しております。</p> <p>具体的には、30km圏の境界付近から避難先までの避難経路沿いであることや、検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる地点等を候補地として選定することとしております。また、原子力災害対策指針において定める基準値以上の汚染が計測された場合には、その場で、除染を行うこととなります。</p> <p>・「検査済証」に当たる「通過証」については、原子力規制庁が作成した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」において必要な検査を終えた際に交付することとされており、高浜地域の場合においても、関係自治体にて通過時に交付することとしています。</p> <p>除染基準については、福島事故の教訓及び国際基準を踏まえ、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき策定されたものであり、そのような差別がされないよう、関係省庁及び関係自治体と一体となり普及・啓蒙に努めてまいります。</p> <p>広域避難については、関西広域連合の広域避難ガイドラインおよび京都府広域避難要領において、一部の地域を除き、各自治会と避難施設のマッチングが完了しています。なお、徳島県の避難先につきましては、現在、最終調整を行っていただいている段階と伺っており、京都市においては、1人約3㎡を目安として、各施設の収容可能人数をもとに設定いただいておりますが、避難が必要となった際に施設の運用状況などを考慮し、順次、受入施設を決定していただくこととされています。</p> <p>避難先につきましては、市ホームページにおいて公開しているほか、各公民館などで閲覧することができます。また、出前講座や地元説明会などにおいても、該当する地区の避難先についても説明しているところです。現在、関西広域連合の広域避難ガイドラインおよび京都府の広域避難要領の内容を反映すべく、舞鶴市住民避難計画の改正作業を進めており、その中に新たに盛り込むこととしています。</p> <p>避難等に関する考え方としては、概ね5kmから30km圏内のUPZにつきましては、放射性物質の放出前の段階では、予防的に屋内退避を行うこととしており、放射性物質の放出後においても、放射性物質が通過している間は、無用な被ばくを避けるため屋内退避を継続し、放射性物質の通過後、緊急時モニタリングにより基準を超えたゾーンから順に段階的に避難を開始することとしており、市民全員が一斉に避難する計画とはなっていません。</p> <p>5km圏内のPAZの3歳未満の乳幼児につきましては、原則、要配慮者と同様に、住民の皆様が避難を開始する前で、まだ事故が進展していない段階で、保護者の方と一緒に先行して避難していただくこととしています。</p> <p>また、5～30km圏内のUPZの3歳未満の乳幼児につきましては、緊急時に薬剤師等が粉末剤を液状に調剤した安定ヨウ素剤を、避難時集結場所などで指示どおり服用していただくこととしています。</p> <p>保育所や幼稚園、学校などの園児、児童、生徒につきましては、原則、早めに帰宅していただくか、学校等で保護者に引き渡し、自宅がある自治会の住民として避難することとしており、安定ヨウ素剤の配布や服用の指示が出される状況時には、すでに帰宅されておりますことから、現在のところ安定ヨウ素剤を配備する計画はありません。</p> <p>今後も引き続き、より実効性のあるものとなるよう、京都府や国、関係機関と十分調整してまいります。</p> <p>なお、ヨウダアレルギーの有無についての事前チェックは困難であると考えています。</p> <p>自力歩行が困難な方など、重度の要配慮者につきましては、京都府および京都府災害時要配慮者避難支援センターが中心となって、車両の手配や避難先との受入調整を行っていただくこととなっています。</p> <p>また、病院の入院患者や福祉施設の入所者の避難先につきましては、京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて、医療機関は病棟単位で避難、福祉施設は同種の施設に避難するよう基本的な考え方が示されており、避難者の特性に合わせて避難施設がマッチングされています。</p> <p>避難車両につきましては、避難元や避難先の施設が所有する福祉車両や京都府および京都府災害時要配慮者避難支援センターが手配した車両などを使用し、避難することになっています。</p> <p>一方、介助すれば歩行が可能な方につきましては、災害時要援護者個別支援計画に基づき、地域の助け合いで自家用車やバス等で地域住民の皆さんと一緒に避難していただきたいと考えています。</p> <p>放射線防護対策施設につきましては、避難施設や避難車両の準備に時間を要し、即時の対応が困難な福祉施設の入所者や、発電所から5km圏内などの在宅の要配慮者等が一時的に退避できる施設として、大浦会館や朝来小学校、10km圏内の福祉施設を整備しているものであり、施設内で一時的に退避した後、避難の体制が整った段階で避難を開始していただくこととなっています。</p> <p>学校の児童や生徒の対応につきましては、京都府教育委員会の『いのちを守る「知恵」をはぐむために～学校における安全教育の手引き～』及び市が各学校等に配布したひな形を基に作成された各学校の避難マニュアルに基づき対応されることとなっています。</p> <p>保育所や幼稚園につきましても、現在、市と連携し、避難マニュアルの策定を進めていただいているところです。</p> <p>避難方法は原則として、早め早めに帰宅又は保護者に引き渡し、自宅のある自治会の住民として避難することとしています。</p> <p>なお、帰宅または保護者への引き渡しができなかった場合については、学校等の所在する地域の住民として避難し、避難先において、保護者に引き渡すこととしています。</p> <p>また、福祉施設の通所者につきましても、原則、早めに帰宅していただくこととなりますが、万が一、帰宅できない場合も想定されますことから、今後、屋内退避や避難方法等について、京都府や関係機関とよく調整してまいります。</p> <p>自宅からの避難につきましては、地域の助け合いで自家用車やバス等で地域住民の皆さんと一緒に避難していただきたいと考えています。</p> <p>今後も引き続き、出前講座や地元説明会などあらゆる機会を通じて、原子力防災や放射線の基礎知識などの周知を図ってまいります。</p> <p>舞鶴市では、警戒事態で市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、職員の非常招集、情報の収集、連絡体制の確立、広報の実施等の必要な体制をとることとしております。また、施設敷地緊急事態に進展した場合は、災害対策本部に移行し、オフサイトセンターへの市職員派遣や、市民への広報、5km圏内のPAZの要配慮者の避難指示、避難時集結場所の開設準備等を実施することとしております。現在、災害発生時に各職員が安全に、そして、的確かつ迅速に行動できるように職員行動マニュアルを作成中です。</p> <p>避難先の市町が被災(被ばく)して受入れができない場合は、京都府において、他の市町村または関西広域連合に対し、受入れができない部分について調整を行うこととなっており被災(被ばく)した市町に避難することはありません。</p> <p>お尋ねの申し入れは、京都府から国に対して行われたものであります。現在のところ、国からの回答は示されていないと伺っております。</p>
			いただいた質問の一部については、現在、調整中です。



番号	質問・意見	機関	回答
53	<p>エネルギー政策において、原子力発電はベースロード電源として位置づけられ40年以上経過した原発もさらに20年延長すると説明があったが、古い原発の安全をどのように保障できるのでしょうか。机上の計算でしかなく、原子炉内部の調査などできないのではないかと。運転延長についての詳しい説明を求めます。</p> <p>使用済核燃料の行き先が決まっていらないのに、原子炉を動かすのはどうなのか。高浜も7割たまりすでいっぱいになるのは時間の問題。中間貯蔵施設のこともからむので、国や関西電力の説明をききたい。</p> <p>再生可能エネルギーへの転換を国としてどう進めていこうとしているのか。不明確なので詳しく教えてほしい。</p> <p>「万が一事故がおこった場合、国が命、安全、財産を守る」と強調されたが、具体的にはどうということなのか。福島現状から見ると、国が責任ある対応をしていない不安があるが、その点はどうか。</p> <p>高浜原発が事故になれば、「福島の事故に比べ、3ケタ低い放射性物質しか放出されない」とされたが、その根拠はどのようなものなのか。(市民が帰ることができないような事故はおきかないような説明だったが)</p> <p>PAZとそれに準じる地域は事故がおこる前(放射性物質が大気中に出る前)に避難する。その他UPZの場合はモニタリングでの調査で判断するとされているが、色もにおいもないこともあり、住民にとっては不安だし、放射線を浴びてからの避難となるのではないかと。市全域の調査に必要な時間はどのくらいか。「不要な放射線を浴びない」これが基本なのではないか。屋内で指示を待つにしても外気を遮断した施設は近くに無い。この方法が安全な避難なのか。</p> <p>府教委が作成している避難マニュアルと今回の説明は違いがあると思うのだが、その説明を。(学校、保育園などの避難計画)</p> <p>説明される言葉が難しく、広く市民に理解されようとするならもっと分かり易い説明してほしい。実際に市民にとってどういう行動をとれば放射能から身を守ることができるのか、から説明してほしい。</p> <p>この説明会で、住民の理解を得ることは難しいので、細かに説明会を開いていただき、質問などを受け付けていただき、その場で住民や参加者にかえし、キャッチボールをしながら理解を深めていく説明会にしていっていただきたいがどうか。</p> <p>市は国の説明や住民の質問など聞いた上で、再稼働への判断をどのようにしていこうと考えているのか。</p> <p>今回の説明会の位置づけで京都府は、地域協議会への府民の意見を集める説明会だとしているが、舞鶴市では、再稼働承認の条件の一つとされている。位置づけが違うがどうなのか。</p>	資源エネルギー庁	<p>・高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原発の再稼働の有無にかかわらず、既に目の前にある問題であり、現世代の責任として解決に向けて取り組んでいきます。</p> <p>・最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要があり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進める必要があります。また、こうした取組は、再稼働や廃炉のためにも重要です。これを踏まえ、先日(10月6日)の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定したところです。本プランに基づき、国も積極的に関与して、中間貯蔵施設も含め、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めます。</p> <p>・その上で、現状では、原子力発電所の長期停止による発電用の燃料の輸入増などによって、貿易収支が悪化するとともに、電力会社の財務状況も悪化しています。この結果、相次ぐ値上げ等により、電気料金の全国平均単価が震災前に比べて家庭用で約25%、産業用で約40%上昇するなど、国民生活や産業活動に大きな影響が及んでおり、国民の皆様への負担を軽減する観点からも再稼働は必要です。</p> <p>・したがって、昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」という方針です。</p> <p>・原発の再稼働に当たり、国も前面に立って政府の方針を説明するなど、地元のご理解を得られるよう丁寧に取り組んでまいります。</p> <p>・再生可能エネルギーについては、エネルギー安全保障の強化や低炭素社会の創出等の観点から重要な電源であり、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めていくことが政府の基本方針です。固定価格買取制度開始後の3年間で、再生可能エネルギーの導入量は2倍に増加しており、今後とも同制度の適切な運用・実施を図るとともに、技術開発や規制改革等を組み合わせ、エネルギーミックスにおいて示した水準の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>・一方で、太陽光中心の導入が進んだ結果、国民負担の増大の懸念や、系統制約等の課題が顕在化しており、こうした課題の克服に向けて取り組んでまいります。</p> <p>・原子力緊急事態には、政府の原子力災害対策本部が設置され、関係省庁を挙げて対応にあたります。例えば、不測の事態の場合には、県や関係市町村からの要請により、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保長)による各種支援を実施します。</p> <p>物資が不足する場合には、原子力災害対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達し、各物資関係省庁が所管する業界団体等に要請し、物資集積拠点に物資搬送を行います。</p> <p>・また、福島第一原発事故による原子力損害に関しては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、事故との相当因果関係があるものについて、東京電力が賠償を行っており、国としては、被害者の方々に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力を指導しています。</p> <p>・原子力災害により多大な被害を受けた福島の復興・再生については、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて推進すべく、財政面も含めた総合的な措置を進めているところです。また福島の復興・再生を加速させるため、政府は「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を策定し、廃炉汚染水対策や避難指示解除に向けた環境整備に全力を挙げております。福島の復興は政府の最重要課題であり、引き続き1日でも早い復興の実現に向け取組を進めてまいります。</p>
		原子力規制庁	<p>高経年化対策としては、原子炉等規制法に基づき、運転開始後30年を経過する原子炉施設について、10年ごとに、蒸気発生器を含む機器等の劣化評価及び長期保守管理方針を含めた保安規定変更認可を行い、その後の遵守を義務付けています。</p> <p>発電用原子炉を運転することができる期間は40年と定められており、その満了までに特別な認可を受けた場合には、1回に限り20年を超えない期間で運転期間を延長することができますとされております。この運転期間延長認可に係る申請については、延長期間における劣化に関する技術的評価や保守管理方針を踏まえ、認可基準への適合性を確認します。</p> <p>まず、炉心を損傷させないことが重要であり、炉心損傷防止対策の有効性を確認しています。その上で、仮に炉心損傷の発生を想定した場合でも格納容器を破損させないよう、格納容器破損防止対策が有効であることを確認するために、電源が一斉に喪失し、原子炉の冷却水が急激に失われるといった、福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定して評価を実施しております。この場合であっても、格納容器再循環ユニットへの海水供給による格納容器内の冷却等の対策により、格納容器の破損は防止できると評価しております。また、このように福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定し、事故の初期にアンユラス空気浄化設備の起動時間の遅れを考慮した場合であっても、その後アンユラス空気浄化設備の作動により、環境に放出されるセシウム137の放出量は約4.2TBq(7日間の数値)であり、福島第一原子力発電所事故と比べても3桁低いレベルに抑えられております。これを上回る事故が発生することや、想定通りの事故対応が出来ないこともあり得ますが、新規規制基準を踏まえて準備した様々な対応により、その可能性は相当程度低く抑えられるものと考えています。</p>
		内閣府	<p>5km圏内のPAZ圏においては、原子力発電所事故時の放射性物質の影響がより大きい、原子力発電所に近い地域の住民を早期に避難等させるために放射線物質の放出前に避難等を実施するものとしています。また、5~30キロ圏内のUPZ圏では、放出された放射性物質が通過するときに屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するために屋内退避を実施するものとして、福島の事故の教訓及びIAEAの国際基準を踏まえ、原子力規制委員会により原子力災害対策指針として示されています。</p> <p>このうち、UPZ圏における避難又は一時移転等については、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、OIL基準に基づき、500µSv/h又は、20µSv/hを超える区域が特定された場合に、特定された区域の住民が避難又は一時移転等を実施することとしております。いずれにしても、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、屋内退避中については、屋内退避の効果が高めるため、すべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断することなどの対策を行っていただき、一時移転等の指示により屋外に出る際には、身体に放射性物質が付着しないようにレインコートを着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻をおおうなどの対策をとっていただき、避難時集結場所等において配布される安定ヨウ素剤を服用するなどの対策をお願いします。</p> <p>また、緊急時モニタリングの結果については、国が一元的に集約し、分かりやすく、かつ迅速に原子力規制委員会のホームページ公表することとしております。舞鶴市を含む京都府全域においては、16局の測定局があり、24時間監視を行っております。なお、京都府においては、モニタリング体制の更なる充実のため、今年度新たに30局の増設作業を進めているところです。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
53		内閣府	<p>児童や生徒が学校にいる際に震度6弱の地震等が発生するなど警戒事態となった場合には、保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置し、情報収集や教育委員会等との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担などについて、予め定めた計画を基本として対応を行うこととなっております。</p> <p>警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡をし、全面緊急事態までに完了することとしております。なお、引き渡しができない児童等は、職員とともに屋内退避を実施し、一時移転等の指示がされた場合には職員とともに移動し、避難先において保護者に引き渡すこととしております。</p> <p>当該方針については、京都府教育委員会が作成した避難マニュアルと同様となっております。国と京都府にて特段の違いはないものと考えております。</p>
		関西電力	<p>当社のプラントは、高経年化対策として設備の状況を適切に評価した上で、計画的に点検・取替・補修するなどの保全活動を行ってきており、さらに運転期間延長認可申請にあたっては、特別点検として遠隔操作できる試験装置を用いて原子炉容器の詳細な調査を行い、設備の健全性を改めて確認しています。</p> <p>今回、原子炉容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物についての特別点検の結果とこれまでの運転経験や最新知見等を踏まえて、経年劣化事象に対して現状の保全活動で安全性が確保されていることを確認し、その結果として、運転開始後40年以降20年間に実施すべき追加保全策を策定しています。</p> <p>プラントの長期運転に対する健全性を確保していくために、今後も現状の保全活動を継続的に実施するとともに、追加した保全策を確実に実施してまいります。</p> <p>当社は、使用済燃料については、国の政策に基づき青森県にある日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場に搬出し、再処理することとしており、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を実施してまいります。</p> <p>満杯時期については、仮に、発電所からの搬出が全くな(六ヶ所への搬出がない)、9基全てのプラントが稼働した場合、9基合計の管理容量(9,102体)、現在の貯蔵量(6,231体)および年間平均の使用済燃料発生量(約370体)から計算すれば、使用済燃料ピットが逼迫するのは今から7～8年程度後になりますが、実際には発電所の運転状況、六ヶ所再処理工場の状況によるため、使用済燃料ピットの満杯時期は一概に決まるものではありません。</p> <p>使用済燃料の中間貯蔵施設の立地に向けては、現在、立地地点確保に向けた取組みや、広く電力消費地の皆さまに中間貯蔵施設や原子燃料サイクル、原子力発電事業についてご理解いただくため、当社供給区域内の自治体様や地域団体様等への訪問説明や、ホームページやフェイスブックでの情報発信等を、全社一丸となって行っております。(エネ庁も作成)</p> <p>貯蔵容量から1炉心(3取替分相当)を除いた数量</p>
		市	<p>原子力発電の必要性や安全性、避難のあり方などについて、市民の皆様は理解を深めていただくことが必要と考えます。その上で、これまでから市長が申し上げているとおり、原子力発電所の再稼働につきましては、原子力規制委員会による原子力発電所の安全性の確認、立地自治体に準じた安全協定の締結、国、京都府および関係機関の連携による実効性のある避難計画への改正、PAZに準じた地域への安定ヨウ素剤の事前配布などが必要と主張してきました。また、福井地裁において仮処分が決定されていますが、司法の判断も尊重する中で安全性が認められるなど条件が整った段階で判断したいと考えています。</p> <p>今回の説明会は、京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」において、これまで「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けた内容を、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、疑問点等をお聞きする必要があると考え、京都府との共催で開催したものであります。</p>
54	<p>住民説明会について、一般公募をしなかった理由を教えてください。</p> <p>原発再稼働に関する重要な説明会であるのに、市民全体に一般公募せずに実施された事に対しては市民の一人として不満がある。</p> <p>当日は空席もあったと新聞でも読みました。うがった見方をすれば一部の人のみで十分であるという当局の思いととりにかぬない。</p> <p>立地都道府県以外で開催された説明会は初めてであるが、福島第一の原発事故のことを考えれば当たり前で当然のことであると思う。</p> <p>「原発再稼働ありき」を前提とする事に反対する。</p> <p>・福島第1原発事故以降「原発の安全性」には信頼がおけず、まだ事故終息(廃炉)に至っていないのに、再稼働の方向にいくのは反対。エネルギー政策(エネルギー基本計画)に対して信頼がおけない。重要な今後の政策であるのに、ほぼ閣議決定で進めていこうとしている事に対して不安がある。</p> <p>・原子力規制委員会の「新規規制基準」「審査書の概要」内閣府の「原子力防災」については、本当に安全が担保されるのか？実効性があるのか？また、責任の所在は？国の責任による安全が担保されるのか？等々疑問がある。</p> <p>福島原発事故の時のことを考えると特に上記の事は大切であると思う。</p> <p>・また、「再稼働差し止めの仮処分」(司法による判断)がある中で再稼働はおかしい。関電側が異議申し立てをしているが、今後、このような説明会は計画実施する予定があるのか？</p>	資源エネルギー庁	<p>・原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、その安全性については、原子力規制委員会が世界最高水準の新規制基準の下で判断しております。</p> <p>・その上で、政府は、平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、原子力規制委員会によって新規規制基準に適合すると認められた場合には、原発の再稼働を進める政策判断を行っており、こうした政策を進める責任を有しております。</p> <p>・また、事業者は、原発の運転主体として、再稼働を行うか否かの判断をし、炉を安全に運転する責任を有します。</p>
		原子力規制庁	<p>新規規制基準では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、地震や津波への対策の強化に加え、万一重大事故が発生した場合にも、外部への影響を最小限に抑えるための十分な対策を要求しています。</p> <p>しかし、安全に絶対はありません。安全追求に終わりではなく、より一層の安全を追求すべく、事業者には努力を継続するよう促しつつ、原子力規制委員会としても不断の努力をしていきます。</p> <p>高浜発電所3、4号炉については、今般設置変更許可等を行いました。引き続き各種検査を通じて、設置変更許可の内容が事業者において適切に実施されていることを厳格に確認してまいります。</p>
		内閣府	<p>原子力防災に関しては、災害対策基本法に基づく国の「防災基本計画」において、地域防災計画・避難計画の策定について、国の関与を大幅に強め、自治体をしっかりと支援することとしています。</p> <p>具体的には、原発所在地域ごとに、関係省庁や関係自治体が参加した「地域原子力防災協議会」を設置し、国と自治体が一体となって、地域防災計画・避難計画の充実・強化を進め、その上で、「地域原子力防災協議会」で、地域防災計画・避難計画が、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針などに沿った、「具体的で合理的」なものであることを、詳細に確認し、総理大臣が議長を務める原子力防災会議で、国として了承する。さらに、住民や関係機関が参加した訓練から得られた反省点について、協議会で検討した上で、地域防災計画等を改善、強化することとしています。</p> <p>こうした取り組みを原発所在地域すべてにおいて実施してまいります。</p>
		市	<p>今回の説明会につきましては、市内全域を対象として、幅広く、そして多くの市民の皆様にご参加いただきたいと考え、市内全ての自治会長の皆様にお声をかけさせていただいたほか、市民を代表する様々な分野の方々913名にお声をかけさせていただきました。</p> <p>なお、説明会の内容は全ての市民の方に聞いていただきたいと考え、後日、ホームページで動画と資料を公開するとともに、DVDの貸し出しを行い、動画等を見た市民の皆様からの質問や意見も受け付けさせていただきました。</p> <p>今後の説明会につきましては、まずは市民の皆様からいただいた疑問点等に、丁寧にお答えさせていただくことが大切と考えたところであり、今回の回答を公表し、その結果を踏まえ、理解が深まっているのかどうかを判断します。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
55	<p>1. 最初の説明で、エネルギー政策の説明で、発電用燃料の負担がどうかしたと説明がありました。原発問題を経済性から論じるのは不見識だと思う。地域住民の安全性からまず論じるべきだと思うが主催者の見解を聞きたい。</p> <p>2. 同じ説明の中で、富が海外に流出していると説明があったが、「日本の電源構成の推移」でも、次ページの「原子力については、IEAによる国際的な統計上、国産と位置付けている」だけで、外国から燃料を調達している原子力発電を含めると、海外依存率は、震災前でも概ね90%に達しており、海外からの化石燃料だけで比較することは自給率という観点からすれば意味がない。もともと、燃料資源の少ない日本においては、風力や水力などの自然エネルギーを増やす努力が原子力発電をすすめるよりは優先課題であるとするのが国の取り組みではどう考えているのか？</p> <p>3. エネルギーの安定供給の説明で、在庫日数の説明があったが、そもそも日本にどういった要因で何日分の備蓄が必要であるのか</p> <p>4. 温室効果ガスの排出量が増えているとの説明があったが、原発を稼働すると核廃棄物が増えいき、その使用サイクルもできる見込みがない中で、核廃棄物はどんどん増えている。増え続ける核廃棄物の処理はどうするのか</p> <p>5. 「見通しの基本方針」で最も大切なのが「安全性」である。このことが国民に理解されていると何を根拠に言っているのか明らかにすること。</p> <p>6. 「2014年モデルプラント試算結果、並びに感度分析の概要」の資料の説明をしてほしい</p> <p>7. 「廃炉に向けた行程(中長期ロードマップ(平成27年6月12日改定))」の説明をしてほしい</p> <p>8. 「プルトニウムの適切な管理・利用: プルサーマル計画」の資料の説明をしてほしい。</p> <p>9. エネルギー政策における原子力発電の位置づけの説明の中で、「あらゆる面(安定供給、コスト、環境負荷、安全性)で優れたエネルギー源はない」としている中で、なぜ原子力だけがベース電源と位置付けられたのか説明してほしい。</p> <p>10. 「原子力発電所の再稼働に関する国の方針」の中で、「万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任を持って対処する」としているが、福島で起こった事故もまだ「責任を持った対処」が終わっていないのに再稼働することに矛盾がある。福島の事故の終息後に原発の利用を改めて検討すべき。どのように考えるか</p> <p>11. 安倍首相が施政方針演説で「丁寧な説明を行ってまいります」と言っているのに、質問時間もない説明会を開催したことについてどう考えるのか</p> <p>12. また、質問の受け付けも10日までと期間が極めて短い。真摯に意見を聞くつもりはあるのか</p> <p>13. 「高浜3・4号機の原子炉設置変更許可について」で「責任を持って対処してまいります」としているが、運転は発電がするもの。事故も発電が起すもの。政府は何に責任を持つのか</p> <p>14. 「福島第1原発事故における教訓」で「地震により外部電源喪失 津波により所内電源喪失」と記載されているがこのことはだれがいつ認定したのか。</p> <p>15. テロ対策として、航空機の墜落対策を示すこと。すでにアメリカでは起こった。</p> <p>16. 電源車や大型容量ポンプは、放射性物質放出後には格納容器周辺には近づけないのではないのか？どのような方法で近づくのか</p> <p>17. 避難はPAZやUPZの区域別に順次避難することとなっているが、UPZ区域の住民が順番を守る保障はない。加えて、福井県住民も一斉に避難行動をとることになる。この区域の住民が30km以上移動するのに要するのに想定している時間はどのくらいか</p> <p>18. 再稼働までに在宅の避難行動要支援者に対する支援者はすべて決まっているのか</p> <p>19. 京都府のUPZ、PAZからの避難移動者と福井県の同者が道路で重複するが、渋滞についてどのように想定しているのか</p> <p>20. 毎時20μシーベルトの区域内で1週間木造家屋に退避した場合の総被ばく線量の値とその影響について明らかにしてください。</p> <p>21. UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者に連絡がつかない時には、市町職員や消防団員が移転等に協力することとなっているが、首長や団長が命令しない場合はどうするのか</p> <p>22. PAZ圏内の住民に対するヨウ素剤の配布は誰がどう指示するのか</p> <p>23. UPZ圏内の住民の避難用のバスは、不足するのか、充足しているのか調べたらわかるはず。不足するのか、充足しているのか</p> <p>24. UPZ圏内の住民の避難用のバスの不足分はどこで調達するのか</p> <p>25. 高浜オフサイトセンターに原子力災害現地対策本部の内閣府副大臣が到着するのは、どのくらいの時間を要するのか、また事故のどの段階に達した時に本部が設置されるのか</p> <p>26. 住民への国等の情報伝達として市町の公用車を運行することとなっているが、職員の安全確保のため首長が命令しない場合はどうするのか、誰が情報伝達するのか</p> <p>27. なぜ氏名や住所電話番号の記入が必要なのか</p> <p>28. 発電により生ずる核廃棄物の処理はどうするのか</p> <p>29. 事故が隠べいされてきた経過がある。全てが公開されるという保障はどのように担保されているのか</p>	資源エネルギー庁	<p>・各エネルギー源の特性を考えると、あらゆる面で優れたエネルギー源はありません。安全性、安定供給、コスト低減、温暖化対策のいわゆる「3E+S」を基本として、一つのエネルギー源に固執するのではなく、現実的かつバランスの取れたエネルギー需給構造を実現していくことが必要です。</p> <p>・また備蓄についてですが、石油は、国際エネルギー機関の各加盟国は90日以上の備蓄義務が課されています。日本は石油の輸入依存度等を動案の上、国家備蓄で約90日分保有しているほか、法令に基づき民間備蓄70日以上を義務化しています。</p> <p>・一方、ウラン、石炭、LNGについては、何日分の備蓄を用意すべきと決めているものではありません。各電力会社において、電力の安定供給を確保するために必要な量を備蓄に限らず用意していただくことになると考えています。</p> <p>・昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針」としています。</p> <p>・使用済燃料の再処理過程で発生する高レベル放射性廃棄物は、ガラスと溶かし合わせ(ガラス固化)、金属製容器等で覆った上で、地下深く安定した岩盤に適切に埋設(地層処分)することとしています。</p> <p>・最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要があり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進める必要があります。また、こうした取組は、再稼働や廃炉のためにも重要です。これを踏まえ、先日(10月6日)の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定したところです。本プランに基づき、国も積極的に関与して、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めます。</p> <p>・エネルギー政策を進めるにあたっては、安全性の確保を大前提として、安定供給、コスト低減、環境負荷低減を同時達成することが重要であり、バランスあるエネルギーミックスを構築していくことが必要です。国民の皆様にご理解をいただくよう、引き続き対応してまいります。</p> <p>・発電コスト検証ワーキンググループ試算した発電コストについて、エネルギーミックスの参考となる各電源について、専門家にご議論いただき発電コストを試算しました。発電コストの詳細については、下記URLをご参照ください。</p> <p>「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」  <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/pdf/cost_wg_01.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/pdf/cost_wg_01.pdf</a></p> <p>「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告 関連資料」  <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/pdf/cost_wg_02.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/pdf/cost_wg_02.pdf</a></p> <p>・福島第一原発の廃炉・汚染水対策は、本年6月に改訂した中長期ロードマップにより目標工程を明確化して対策を進めています。</p> <p>本年9月にサブドレンの運用が開始され、10月に海側遮水壁の閉合工事が完了するなど、廃炉・汚染水対策は着実に進捗しており、残された課題についても、引き続き中長期ロードマップに則り、国も前面に立って取り組んでまいります。</p> <p>・電気事業者は、MOX燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物)を軽水炉で利用する「プルサーマル」の実施を計画しています。平成22年9月時点の計画では、2015年度までに16~18基での実施を目指していました。なお、昨年11月、原発の審査状況や六ヶ所再処理工場の操業開始時期等を踏まえ、「2015年度」という時期については検討する必要がありますとしました。プルサーマルの運転実績は、これまで4基(玄海3号機、伊方3号機、福島第一3号機(廃炉)、高浜3号機)あります。今後、電気事業者は、原子力発電所の再稼働時期や、六ヶ所再処理工場の操業開始時期の見通し等を踏まえて、六ヶ所再処理工場が実際に竣工し、同工場でプルトニウムの回収が開始されるまでに、新たなプルトニウム利用計画を策定・公表することとしています。</p> <p>エネルギー基本計画では、「発電(運転)コストが、低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源となる「ベースロード電源」として、地熱、一般水力(流れ込み式)、原子力、石炭」を挙げています。</p> <p>このうち原子力については、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」であると位置付けています。</p> <p>・福島第一原発の廃炉・汚染水対策については、東京電力任せにせず、国も前面に立って全力で取り組んでまいります。</p> <p>・その上で、原発の再稼働は、エネルギー安全保障、地球温暖化対策、経済性といった観点から重要であり、経済の健全な発展や国民生活の安定に不可欠です。</p> <p>・具体的には、我が国のエネルギー自給率は僅か6%に過ぎず、先進国で最低の水準にあります。数年にわたって国内にある燃料だけで発電を続けることができる原発は、エネルギーの安全保障上大きな意義があります。</p> <p>我が国は、エネルギーの大半を、CO2を排出する化石燃料に依存しており、運転時にCO2を排出しない原子力発電は、地球温暖化対策に重要な要素となります。</p> <p>原子力発電所の長期停止による発電用の燃料の輸入増などによって、貿易収支が悪化するともに、電力会社の財務状況も悪化しています。この結果、相次ぐ値上げ等により、電気料金の全国平均単価が震災前に比べて家庭用で約25%、産業用で約40%上昇するなど、国民生活や産業活動に大きな影響が及んでおり、国民の皆様への負担を軽減する観点からも再稼働は必要です。</p> <p>・以上のような点を鑑み、原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、世界最高水準の新規基準に適合すると認められた原発について、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。その際、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。</p> <p>・政府は、平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、原子力規制委員会によって、世界最高水準の新規基準に適合すると認められた場合には、原発の再稼働を進めることを明確に意思決定しており、その方針に基づいて、再稼働を進めることとしています。</p> <p>・また、原発の安全性については、行政機関である原子力規制委員会が、原子炉等規制法に基づく新規基準の下、その安全性を厳格に確認しています。</p> <p>・その上で、あってはならないことではありますが、万が一事故が起きた場合、政府として、国民の生命、身体及び財産を守ることは重大な責務であり、責任をもって対処します。</p>



番号	質問・意見	機関	回答
55		原子力規制庁	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故については、国会事故調及び政府事故調による報告書により、基本的な事象進展等について整理されています。</p> <p>放射性物質の放出に至ることのないよう様々な対策を行った上で、それでもなお放出等を仮定して、作業環境(放射線量、温度等)について審査し、作業に支障が無いことを確認しています。また、高線量の環境下における対応のため、高線量対応防護服、放水砲による対策等を整備することを確認しています。なお、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材の提供、提供資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けることができるように外部からの支援計画を定めていることも確認しています。</p> <p>・ご指摘の屋内退避の効果については、IAEA-TECDOC-225では、「遮へい効果」としては木造家屋の場合には、放射性プルームからの線等の影響に対して10%低減、周辺環境中の沈着核種からの線等の影響に対して60%低減となっております。</p> <p>また、米国環境保護庁の試算によると、屋内退避の「密閉効果」としては、放射性プルーム中の放射性物質を呼吸により摂取する影響に対して、木造家屋の場合75%低減となっております。</p> <p>・この試算結果によれば沈着核種からの線が20µSv/hの区域で1週間全く減衰がないと仮定した場合は、単純計算すると1週間168時間屋内に居れば1.344mSv程度と計算されます。</p> <p>・なお、今年度より原子力規制庁において、複数年かけて委託調査により屋内退避の防護効果に係る技術的知見の整備等についての調査研究を開始しています。</p>
		内閣府	<p>平成26年度に国により実施した調査事業である「福井県の原子力発電所サイトを中心として原子力災害時避難時間推計」における試算結果では、舞鶴市のPAZ圏内及びPAZ圏に準じた避難を行う地域から、UPZ圏を離脱するのにかかる必要な時間は、避難指示から3時間40分後と試算されています。また、舞鶴市のUPZ圏内の方がUPZ圏を離脱するのにかかる必要な時間は、3時間40分から更に短い時間での避難が可能との試算となっています。なお、PAZ圏の避難時にUPZ圏内から自主的に避難を実施するものの割合を、国会事故調査報告書[8]にある福島県の事例を参考に、人口の40%と想定した上で、当該試算を行っています。</p> <p>いずれにしても、避難時間推計はより効率的な避難方法について検討するために実施するものであり、今回の推計結果も踏まえて、更なる地域防災計画・避難計画の充実に取り組んでまいります。</p> <p>福井県は県内避難を基本としているため、舞鶴の住民の方の避難経路と重複することはないと思われるが、仮に県内避難が困難となり、京都府側に避難することとなった場合であっても、関係府県警察等により、主要交差点等における交通整理・誘導、信号機操作などの交通対策を行い、円滑な避難を行います。</p> <p>なお、必要な避難経路の整備や避難計画の一層の具体化等については、内閣府により設置した地域原子力防災協議会により、関係自治体・関係省庁と一体となり、具体的な検討を行うこととしています。</p> <p>原子力災害現地対策本部の内閣府副大臣は、発電所が全交流電源喪失などの施設敷地緊急事態となった際に、東京から高浜オフサイトセンターまでの交通事情を勘案し、最も速やかに到着できる手段により派遣することとしています。具体的な所要時間につきましては、天候や輸送手段などにもよるため、一概に言えるものではありませんが、平成27年11月の伊方地域における総合防災訓練においても、自衛隊の輸送機を活用した関係省庁要員の緊急参集訓練を実施しており、今後も迅速な参集が図れるよう引き続き訓練等を実施していく予定です。</p> <p>なお、事故に伴う本部の設置については、発電所の状況に応じてそれぞれ設置することとなっております。具体的には、震度6弱の地震等が発生した際などの警戒事態となった場合に、原子力規制事務所副長又は所長等にて、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置します。また、敷設敷地緊急事態となった場合には、内閣府副大臣を本部長(本部長が高浜オフサイトセンターに到着するまでの間は原子力規制事務所副長又は所長等が代行)として原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置します。発電所の冷却機能喪失などの全面緊急事態となった場合には、内閣府副大臣を本部長として原子力災害現地対策本部を設置します。</p>
		関西電力	<p>当社では、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策により炉心損傷を防止するとともに、地震・津波に限らずその他の自然現象も考慮し、万一炉心損傷が発生しても、原子炉格納容器の健全性を確保し、大量の放射性物質の放出を防止できるよう恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ手段や触媒式水素再結合装置(PAR)・イグナイタによる水素爆発防止対策など安全対策を多段的に確保し、深層防護の観点で安全対策の強化を実施しています。</p> <p>新規規制基準適合性に係る審査においては、炉心損傷を防止する対策を踏まえてもなお、万一炉心損傷が発生するような場合を想定した評価を行い、対策の有効性、屋外作業を含む作業成立性を確認いただき設置変更許可を得ています。また、放射線被ばくの可能性がある作業を行う必要がある場合には、作業環境に応じた遮へい等による線量低減、作業時間の短縮、防護具の着用等、必要な被ばく低減策を講じるとともに、作業員に線量計を着用させ、個人の被ばく線量を把握し適切に管理することで、作業を実施します。</p> <p>【低レベル放射性廃棄物について】</p> <p>原子力発電所の運転、保守に伴い発生する低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルが比較的低いもの(金属、コンクリート等)については、ドラム缶に入れてセメントなどで固化した後、青森県にある日本原燃(株)の六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに埋設して処分(ピット処分)していきます。</p> <p>なお、炉内構造物等の解体に伴い発生する放射能レベルが比較的高い廃棄物は、地下50m以深のやや深い地中に処分する計画です。これを「余裕深度処分」と言いますが、この余裕深度処分については、国の原子力規制委員会に検討チームが設置され、本年1月より検討されているところです。今後も規制基準の早期整備に向け、当社として積極的に国に協力するとともに、処分場の安全性に関連した国民の皆さまへの理解活動にも取り組んでまいります。</p> <p>【高レベル放射性廃棄物について】</p> <p>使用済燃料を再処理することで生じる高レベル放射性廃棄物については、地下300m以深の地下深くに「地層処分」する計画です。</p> <p>「地層処分」については、平成27年5月に国の基本方針が改定され、現在、国のWGにおいて「科学的により適正が高いと考えられる地域(科学的有望地)」に関する検討が行われています。今後、国が「科学的有望地」を提示し、前面に立って最終処分の取組みが進められるものと考えています。</p> <p>当社は、使用済燃料については、国の政策に基づき青森県にある日本原燃(株)の再処理工場に搬出し、再処理することとしており、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を実施してまいります。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
55		関西電力	<p>当社においては、今までの経験(平成14年の東京電力原子力発電所における点検・補修作業に係わる不適切な取扱いの調査結果に端を発した当社の「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検」を踏まえた対策である、品質保証体制の整備、品質管理上共有することが望ましい情報の公開や全社的なコンプライアンス体制構築、平成18年の中国電力下関発電所冷却用海水温度の補正に端を発した当社の「発電設備の点検を踏まえた対策」であるCSRの更なる推進等)に基づき、情報公開は社会からの信頼をいただける重要な事項と認識しており、トラブル等の情報については、速やかに関係先に連絡するとともに、公表する仕組みを構築しています。</p> <p>なお、発電所においては原子力規制庁の原子力保安検査専門官が常駐されており、プラントの運転状態やトラブル等についても毎日ご報告させていただいております。</p>
		市	<p>今回の説明会は、市民の皆様に分かりやすい順序で説明を聞いていただくため、まず「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」の説明を聞いていただいてから、「新規基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」の順で説明をお聞きいただいたものです。</p> <p>質疑応答については、市としては説明会の出席者だけでなく、できる限り多くの市民の皆様から質問や意見をお受けしたいと考え、後日、質問用紙でお受けする手法としました。また、用紙でお受けする方が、国などの専門家から丁寧に回答できるものと判断したものです。</p> <p>住所、氏名につきましては、丁寧にしっかりと回答をお返しするため、記載をお願いしたものです。</p> <p>在宅の避難行動要支援者につきましては、一部支援者が決まっていなくてもおられますことから、現在、支援者の確保に向け調整中ですが、支援者が確保できない場合でも、市職員、消防職団員、自治会の皆様等の協力により避難等ができる体制を整備中です。</p> <p>5km圏内のPAZの安定ヨウ素剤につきましては、事故が全面緊急事態に至った場合に、原子力規制委員会が避難とともに安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部の服用の指示に基づいて、市から住民の皆様へ指示を出すこととなります。なお、PAZの皆様には事前配布をしておりますことから、市からの指示にあわせて服用していただくこととなります。</p> <p>概ね5kmから30km圏内のUPZにつきましては、放射性物質の放出前の段階では、予防的に屋内退避を行うこととしており、放射性物質の放出後においても、放射性物質が通過している間は、無用な被ばくを避けるため屋内退避を継続し、放射性物質の通過後、緊急時モニタリングにより基準を超えたゾーンから順に段階的に避難を開始することとしており、市民全員が一斉に避難する計画とはなっていません。</p> <p>避難用バスの確保につきましては、市内の交通事業者と協定を結んでおりますが、市だけでは確保できないことから、京都府や関西広域連合において必要なバスの確保に努めていただくこととされております。</p> <p>なお、京都府内のバス事業者の保有車両台数は2,261台と伺っております。</p> <p>市民の安全・安心を守ることは市職員の責務であり、職員の行動につきましては、各職員が安全に、そして、的確かつ迅速に行動できるように、現在、職員行動マニュアルを作成中です。</p>
56	<p>日夜、市民の安全のため様々な対策を講じてくださっていることに感謝し、その上で気がついた疑問や意見を述べさせていただきます。</p> <p>【説明会について】</p> <p>説明会自体についてですが、再稼働を推進する側からだけの説明であることと、選抜制により市民全体に参加資格が与えられていない点において、公平性に欠けた不十分な住民説明会であるように疑問を感じます。今回の説明会のように閉じた市政、非民主主義的な市政に異議を唱える声は強く、禍根を残す結果となったことが残念でなりません。</p> <p>【避難計画について】</p> <p>福祉施設では、過酷な原発事故が発生した場合、到底利用者全員を無事に避難させることはできないという実感があります。避難を誘導すべき職員の中には、小さな子どものいる主婦も少なくありません。事故が発生した場合に誰が対処に当たるのか、現実に見合った検討がなされていません。指定されている避難先には問題はないのでしょうか？事故を想定した実用性のある避難訓練も行われていない中、不安がよぎることがあります。</p> <p>地元の消防団の方に聞いても、原発防災に関する学習や訓練の経験は皆無であり、いざという時にどう動けば良いのか、誰が被曝覚悟で住民を守るのか(特に高齢の独居老人)話し合ったこともないとのことでした。原発事故以外の災害に対する備えとしても、地域、学校、保育園、幼稚園、福祉施設などで、有効な防災訓練を実施していく必要性を感じ、その点においてだけでも、まだまだ避難計画には不備があると思わずにはいられません。</p> <p>また、ヨウ素剤も篠山市の前提に習って、もっと広い範囲に配布し、学校機関や地域などで確保保管できるよう準備してください。</p> <p>【原発の安全性について】</p> <p>福島事故の教訓として、「基準地震動により地震力に対し免震機能により緊急時対策所の機能を喪失しないようにすること」という法的要求からも免震構造を持つ緊急時対策所を建造してください。現在予定されている1・2号炉の補助建屋は免震構造がない、2018年3月末完成予定とされている緊急時対策所も免震の条件を満たさないとのこと。説明をお願いします。</p> <p>諸々、原発の再稼働に対しては賛成しかねる要素があります。原発立地自治体を調査したアンケートで、原発に頼らず生活ができる、原発以外に就労先があれば原発を再稼働して欲しくない、という意見が本音であることを知りました。生の声でも確認しています。もし、自分が同じ立場なら同じことを思うに違いありません。</p> <p>安全で持続可能な自然エネルギーへのシフトや、原発立地自治体の自立を支援する方向で、舞鶴市が重要な役割を果たす立場にあると考えています。小さなこと、足元からできることからですが、一市民として、子どもたちに平和な未来をバトンタッチしていけるよう動いていきたいと思っています。</p> <p>そもそも、原発を稼働するということの裏には、ウラン鉱石を採石する先住民やその環境を被曝させるという、生命を殺傷させる大前提があります。そのような他を犠牲にして利益を得るあり方は、いずれ破綻するものと思います。</p> <p>どうぞ慎重な、かつ叡智あるご判断と行動を示していただけますよう、心よりお願い申し上げます。</p>	原子力規制庁	<p>新規基準では、免震重要棟の設置を要求しているのではなく、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない緊急時対策所の設置を要求しています。高浜発電所においては、その要求を満たす緊急時対策所を設置する方針であることを確認しています。</p>
		関西電力	<p>新規基準の解釈は「基準地震動の地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにする」です。免震機能はその例であって、目的は基準地震動の地震力に対し機能喪失しないことです。高浜発電所では、耐震性(耐震Sクラス)のある建屋(高浜1,2号機の原子炉補助建屋)に高浜3,4号機の緊急時対策所を設置しています。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則」にて整理されている耐震重要度分類に定めるクラスで、一般建築物の静的地震力の3倍及び基準地震動Ssによる動的地震力に耐える設備</p>
		市	<p>今回の説明会は、国のエネルギー政策の一環である原子力発電について、必要性和安全性、万一の場合の対応について説明をいただいたものです。質疑応答については、より多くの方にご質問いただき、正確にお答えできるよう質問用紙でお受けする方法とさせていただきますので、ご指摘には当たらないと考えております。市民の皆様のご理解が深まるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>避難先につきましては、避難先の市町と京都府・関西広域連合で調整いただき、マッチングされたものです。もし避難先の施設が災害等により避難できない場合等は、その時点で再調整されることとなっております。</p>



番号	質問・意見	機関	回答
57	<p>1. 関西電力との安全協定 「平成26年12月24日の記者会見で、舞鶴市は立地自治体と同じ安全協定の締結を関西電力に求めるのは難しいとの見解を初めて明らかにした。一方で立地自治体並みの協定は必要として、認められない場合は再稼働に反対する立場を示した。」と報道されました。 (質問1)立地自治体と同じ協定締結が難しい理由として、「福井県や高浜町では、長年、努力され同じものまで求めると話が進みづらい」と市長は言われたが、舞鶴市民は、今日まで原発の情報は少なく、ましてや、「安全神話」の呪縛の中で、過ごしてきました。2011年3月11日の福島第一原発事故で初めて原発が危険であるという新たな脅威に直面したのであって、舞鶴市が原発に絡む安全交渉に歴史が無いのはやむを得ないことです。一方で舞鶴市民は原発リスクについては、立地自治体と同じ危険を背負っているのだから、市民としては立地自治体と同じ安全協定を望むのは当然のことです。何故、立地自治体と同じ原子力安全協定を国や関西電力に求めないのですか。 (質問2)多々見市長は、「私はこれまで立地自治体(並み)の協定を求めてきたが(同じ)とは言っていない」と発言されていますが、一般市民は、(並み)という言葉を使えば(同じ)と連想するのが普通です。</p> <p>明解国語辞典によれば(並み)と言う言葉は *問題になっているものの水準を同じ程度であることを表す 例 世間並み、人並み、例年並み *どの単位にも、同じようにそのことが行われることを表すとあります。つまり(並み)と言うのは(同じ)と言う意味で使う言葉です。ここに及んで、「並み」と言う言葉を、自己流に都合よく使っているのではありませんか</p> <p>2. 高浜原発再稼働について、舞鶴市が求める4条件について 平成27年2月20日に定例記者会見で、市が求める新たな4つの条件を示されました。 「1 安全基準を満たした原発は、再稼働すべきだと国の責任で表明すること (質問)原子力規制委員会田中委員長は、「安全基準に適合するかどうかを判定するのであって、原発の安全を保障するものでない」と述べています。国が「再稼働すべきだと国の責任で表明することは、現時点では、恐らくないと推測されます。国の責任で再稼働を表明しない場合は、舞鶴市長は、どのような行動をとられるのですか 「2. 国、府と市が密接に連携し、実効性ある避難計画を作成すること (質問)現在ある避難計画で安全に避難が出来ると、舞鶴市長はお考えですか。出来ないとお考えなら、当面再稼働は認められないとして、その意思を国と関西電力に直接伝えるべきではありませんか 「3. 5キロ圏(PAZ)のある舞鶴市は立地自治体に準じた安全協定を結ぶこと (質問)平成27年2月27日京都府は関西電力と高浜原子力発電所に関する安全協定を結びました。また舞鶴市は関西電力と安全確保の「覚書」を交わしました。この「覚書」はどんな形で何時市民に公表されましたか この覚書では、今回関西電力が求めている再稼働について舞鶴市は意見表明できるのですか。また関西電力は回答義務を負うのですか 「4. 国の責任で地域住民に安全対策をここまで示すと説明すること (質問)今回の住民説明会は、この4項目に基づいて行われたのですか 「国の責任」というのは、どんな意味で言われているのですか。 「国の責任」は、文書で示されることが必要ですがどのようにお考えですか。 3. 総合質問 「1. 高浜原発再稼働の新4条件に関しては、国の責任において再稼働することが、現在では明確になっておらず、また避難計画も十分ではありません。市民の安全安心を守る立場の舞鶴市長として、今後どのような行動で市民の安心安全を守られるのですか。 「2. 国が原発の安全性について責任をとらないとすると誰が責任を負うと舞鶴市長は考えておられますか 「3. 国はエネルギー事情や原発本体の安全規準や避難計画の概要については説明をされるが、最終的な再稼働の判断は地元自治体と電力事業者との合意に任せているのが現状です。立地自治体は原発の安全性にどこまで責任を負うのですか。準立地自治体は、原発の安全性にどこまで責任を負うのですか。舞鶴市は、原発の安全性について責任を負う覚悟はお持ちですか。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>市</p>	<p>・福島第一原発の廃炉・汚染水対策は着実に進捗しており、本年2月に現地調査を行ったIAEAからも「発電所の状況は、前回2013年のミッションから大きく改善している」との報告を受けております。引き続き、国も前面に立ち、全力で取り組んでまいります。 ・福島第一原発事故の検証に取り組むことは極めて重要であり、国会や政府等に設置された事故調査委員会によって報告が取りまとめられています。これらの事故調の指摘は多岐に亘りますが、 重大事故は起こり得ないという安全神話にとらわれていたこと その結果として、重大事故対策が規制の対象となっていなかったこと 推進組織から安全規制組織が独立していなかったこと などが指摘されています。 ・福島第一原発事故の反省と教訓を踏まえ、原子力規制委員会が設置され、世界で最も厳しい水準の新規制基準が定められました。これは、諸外国の規制基準や、地震・津波など我が国固有の自然条件の厳しさも勘案して策定されたものです。事故防止の対策の強化のみならず、万一重大事故が発生した際に備える対策も導入しています。</p> <p>本市は、関西電力と平成4年から結んでいる「高浜発電所に係る舞鶴地域の安全確保等に関する覚書」に加え、平成27年2月27日に、京都府、本市、関西電力の3社による「高浜発電所に係る舞鶴地域の安全確保等に関する覚書」を締結しました。 この覚書により、本市は、原子炉施設の増設計画や、重要な変更を行う際などに、京都府を通じて関西電力に対して意見を伝えることができ、関西電力が回答義務を負う体制が整いました。立地自治体以外で関西電力が回答義務を負うのは全国で初めてであり、実質的に立地自治体の安全協定と変わらない内容であると考えています。 エネルギー政策については、エネルギー基本計画に基づく国の取組みであり、原発の再稼働についても、国の責任において行われるものであります。万が一、事故が起こったとしても、国が責任をもって対処すると明言されています。 一方、市民の安全・安心を確保しなければならない市としては、万一の際の住民避難につきましても、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。 舞鶴市の住民避難計画は、避難施設や交通手段の確保、要配慮者の対策などについて、さらに具体的な内容を盛り込んでいく必要があり、現在、関西広域連合の「広域避難ガイドライン」および京都府の「広域避難要領」の内容を反映すべく、改正作業を進めています。 また、現在、国において進められています「高浜地域の緊急時対応」の内容も反映するなど、国や京都府と連携する中で、より実効性のある住民避難計画となるよう今年度中を目途に改正したいと考えています。</p> <p>平成27年2月27日に、京都府、本市、関西電力の3社により締結しました「高浜発電所に係る舞鶴地域の安全確保等に関する覚書」の内容は、即日市のホームページに公開をしましたほか、平成27年4月1日発行の広報まいづるでお知らせしました。 ・自治体と電気事業者が結ぶ安全協定等は、平時における発電所の増設や保守運営に伴う安全確保を目的としているものであり、福島第一原発事故以降の原子力発電所の再稼働は、新基準の施行に伴い技術基準に適合していることが法律上求められる手続きでありますので、安全協定等に基づき意見を述べる対象となりません。しかし、京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町では、「高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書」に基づき、平成27年2月に「高浜発電所に係る地域協議会」を設置して、国や関西電力にも出席を求め、「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受け、質疑応答や必要な確認を行ってきました。 今後も引き続き、京都府と一体となってチェック体制を確保していきます。 ・京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」では、国から「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けてまいりました。 今回の住民説明会は、このような経緯を踏まえ、行政だけでなく、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、疑問点等をお聞きする必要があると考え、京都府との共催で開催したものであります。</p>
58	<p>1. 今回の説明会は、高浜原発再稼働を前提にした内容になっており、国の原発政策推進のために、府市が手を貸すことになっていると思われるが、市の考え方を問う。 2 - 1 福島原発事故で放射能が漏れた原因は津波か地震か、その両方なのか。 2 - 2 福島原発事故が終息しておらず(住民が元の住家に帰れない、復興補償が十分されていないなど)原発事故の状況もわからず、原因究明や教訓も明らかにされていない段階で、何故再稼働にむけて安全といえるのか理解できない。原発事故の状況把握と原因究明、教訓とは何か。 3. 免震棟が現段階でないにもかかわらず、再稼働した場合、事故時の現場対応は可能なのか。 4. エネルギー政策についてコスト論から入っているが、原発による被害補償リスクは考慮しているのか。 5. PAZ圏内5kmの距離はどこからの距離か、高浜3・4号機から計測しているのか。 6. PAZ5kmなら即避難、6kmなら室内待機で住民が納得するとは到底思えない。地震時等有事の際は高速道路も通行不能となると思われ、避難計画は机上の空論と思われるが本当に現実的だと考えられるのか。 7. 新規制基準は計画審査であり、そのとおり構造的対策が実施されているかどうかのチェックは誰がいつ行うのか。以上 誠意ある回答と再稼働について再検討頂きたいと考えますので、よろしくお願いします。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>原子力規制庁</p>	<p>・福島第一原発の廃炉・汚染水対策は着実に進捗しており、本年2月に現地調査を行ったIAEAからも「発電所の状況は、前回2013年のミッションから大きく改善している」との報告を受けております。引き続き、国も前面に立ち、全力で取り組んでまいります。これらの事故調の指摘は多岐に亘りますが、 重大事故は起こり得ないという安全神話にとらわれていたこと その結果として、重大事故対策が規制の対象となっていなかったこと 推進組織から安全規制組織が独立していなかったこと などが指摘されています。 ・福島第一原発事故の検証に取り組むことは極めて重要であり、国会や政府等に設置された事故調査委員会によって報告が取りまとめられています。 福島第一原発事故の反省と教訓を踏まえ、原子力規制委員会が設置され、世界で最も厳しい水準の新規制基準が定められました。これは、諸外国の規制基準や、地震・津波など我が国固有の自然条件の厳しさも勘案して策定されたものです。事故防止の対策の強化のみならず、万一重大事故が発生した際に備える対策も導入しています。 ・各エネルギー源の特性を考えると、あらゆる面で優れたエネルギー源はありません。安全性、安定供給、コスト低減、温暖化対策のいわゆる「3E+S」を基本として、一つのエネルギー源に固執するのではなく、現実的かつバランスの取れたエネルギー需給構造を実現していくことが必要です。本年7月に策定したエネルギーミックスは、3E+Sに関する政策目標を同時達成すべく検討されたものです。 ・発電コスト検証ワーキンググループでは、専門家にご議論いただき、エネルギーミックスを検討するに際して参考となる各電源の発電コスト等を算出しました。原子力のコストについてはキロワットアワー当たり10.1円以上となっており、本試算は2011年検証と全く同様、賠償費用や除染・中間貯蔵等の事故対応費用を全て含んだものとなっております。仮に損害費用が2倍になったとしても、キロワットアワー当たり10.5円であり、石炭火力(12.3円)より発電コストが低いことから、低廉な電源と考えております。</p> <p>地震発生から津波到達までの間は、地震により外部電源は失ったものの、非常用電源が失われておらず原子炉の水位、圧力等のプラントデータが記録されている。 これらのデータからは、原子炉の水位、圧力に大きな変化はなく、原子炉が冷却されていることを確認していることから、炉心損傷・溶融は起きていない。 炉心損傷に至った原因としては、津波により非常用電源を喪失し、原子炉を冷却する手段を失ったことによるものと考えられる。 その後、放射性物質を原子炉内に閉じ込める機能の喪失や水素爆発等により、放射性物質が環境に放出されたと考えられる。 新規制基準では、免震重要棟の設置を要求しているのではなく、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない緊急時対策所の設置を要求しています。高浜発電所においては、その要求を満たす緊急時対策所を設置する方針であることを確認しています。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づいて、発電用原子炉施設の工事計画の認可(又は届出)を決定(又は受理)した後、原子力規制委員会の原子力施設検査官が、その工事計画との適合性を確認している。</p>

番号	質問・意見	機関	回答																																																																																																				
58		内閣府	PAZの範囲については、各自治体が策定している地域防災計画において、行政区画等を参考に定めています。 高浜発電所のPAZの範囲の中心は、高浜1～4号機設置場所の中心です。 概ね5～30キロ圏内の住民の方の防護措置である屋内退避は、放出された放射性物質通過するときに屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するために実施するものとして、福島事故の教訓及びIAEAの国際基準を踏まえ、原子力規制委員会が防護措置として示したものです。 また、避難時に自然災害等により道路等が使用できないような場合に備えて、予め複数の避難経路を設定しています。なお、それでも避難することが困難であるような場合には、国、関係府県、関係市町が連携し、道路の啓開のための応急復旧策や代替経路の確保策を検討・実施することとなります。また、不測の事態が起きた場合には警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織による救助を行うこととなります。 避難計画については、実効性をより高めるために、国や関係府県等により防災訓練を実施するなどし、計画の不断の改善を進めてまいります。																																																																																																				
		関西電力	新規基準において、事故対応を行うための高浜3、4号機の緊急時対策所は、高浜1、2号機の原子炉補助建屋内に設置しています。更に、作業員の待機場所などのために、免震棟も別途、整備する予定です。																																																																																																				
		市	京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」では、国から「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けてまいりました。 今回の住民説明会は、このような経緯を踏まえ、行政だけでなく、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、疑問点等をお聞きする必要がありますと考え、京都府との共催で開催したものであります。																																																																																																				
59	説明会では、使用済み燃料について何の説明もありませんでした。原発の使用済み燃料について教えてください。市では判らないこともあるかもしれませんが、関電に聞き取り調査するなりで宜しくお願いします。 高浜原発にある使用済み燃料棒はどのくらいか、 次の表は河北新報(2013年10月25日)に載った使用済み燃料棒の貯蔵状況であるとのことですが、間違いありませんか。  <table border="1"> <caption>使用済み燃料棒の貯蔵状況(年月末時点)</caption> <thead> <tr> <th>電力会社</th> <th>発電所</th> <th>貯蔵量(本)</th> <th>容量(本)</th> <th>貯蔵率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 海 道</td> <td>伊 豆</td> <td>400</td> <td>1,020</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>東 北</td> <td>北 川</td> <td>420</td> <td>700</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東 海</td> <td>100</td> <td>440</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>東 海</td> <td>福島第1</td> <td>1,060</td> <td>2,100</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福島第2</td> <td>1,120</td> <td>1,260</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>柏崎刈羽</td> <td>2,370</td> <td>2,910</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>浜岡</td> <td>1,140</td> <td>1,740</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>北 陸</td> <td>深谷</td> <td>150</td> <td>690</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>高浜</td> <td>390</td> <td>680</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浜岡</td> <td>1,160</td> <td>1,730</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大飯</td> <td>1,420</td> <td>2,020</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>中 国</td> <td>高橋</td> <td>390</td> <td>400</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>四 国</td> <td>伊予</td> <td>610</td> <td>940</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>九 州</td> <td>玄海</td> <td>670</td> <td>1,070</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川内</td> <td>690</td> <td>1,290</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>日本原子力発電</td> <td>高浜</td> <td>580</td> <td>860</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東海第2</td> <td>370</td> <td>440</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>高 浜</td> <td>六ヶ所再処理</td> <td>14,240</td> <td>20,040</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日本原燃</td> <td>六ヶ所再処理</td> <td>2,945</td> <td>3,000</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)関西電力の六ヶ所再処理施設は、貯蔵量・容量はウランとプルトニウムを別々に管理しているため、本表には含まれていない。また、高浜3、4号機の燃料棒は、六ヶ所再処理施設に搬入されている。</p> <p>通常原子炉建屋内のプールに保管されているが、高浜でも同様なのですか。</p> <p>その表では、後7年ほどで満杯になるということになっています。再開しフル稼働すれば、7年ほどで満杯になるという理解で良いのですか。 使用済み燃料には、プルトニウム、セシウムなどの多くの放射性物質を含んでおり、それらが人体への影響がないくらいになるのは、10万年以上かかると聞きますが、間違いありませんか。 使用済み核燃料は、原子炉建屋内の貯蔵プールで冷やされたのち青森県の六ヶ所村再処理工場で再処理し再利用することになっているが、その循環サイクルができておらず、六ヶ所村の貯蔵量もほぼ満杯になっていると聞いている。今後の見通しについて明らかになっておりませんか。間違いありませんか。 以上のことが間違いのないようであれば、再開は問題があると思います。</p>	電力会社	発電所	貯蔵量(本)	容量(本)	貯蔵率(%)	北 海 道	伊 豆	400	1,020	16.7	東 北	北 川	420	700	8.2		東 海	100	440	15.2	東 海	福島第1	1,060	2,100	—		福島第2	1,120	1,260	—		柏崎刈羽	2,370	2,910	3.1	中 部	浜岡	1,140	1,740	8	北 陸	深谷	150	690	14.4	関 東	高浜	390	680	7.7		浜岡	1,160	1,730	7.6		大飯	1,420	2,020	7.2	中 国	高橋	390	400	7	四 国	伊予	610	940	8.8	九 州	玄海	670	1,070	3		川内	690	1,290	10.7	日本原子力発電	高浜	580	860	9.3		東海第2	370	440	3.1	高 浜	六ヶ所再処理	14,240	20,040	—	日本原燃	六ヶ所再処理	2,945	3,000	—	資源エネルギー庁	・昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としてまいります。 ・使用済み燃料の再処理過程で発生する高レベル放射性廃液は、ガラスと溶かし合わせ(ガラス固化)、金属製容器等で覆った上で、地下深く安定した岩盤に適切に埋設(地層処分)することとしています。 ・最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済み燃料を安全に管理する必要があり、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進める必要があります。また、こうした取組は、再稼働や廃炉のためにも重要です。これを踏まえ、先日(10月6日)の最終処分関係閣僚会議において、「使用済み燃料対策に関するアクションプラン」を策定したところです。本プランに基づき、国も積極的に関与して、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めます。 ・六ヶ所再処理工場の使用済み燃料プールでは、最大貯蔵能力が3,000トンであるところ、2,964トンの使用済み燃料が貯蔵されています(2015年9月末時点)。 ・六ヶ所再処理工場については、日本原燃(株)が、2014年1月に原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請し、現在、原子力規制委員会による審査中です。日本原燃(株)は2018年度上期の竣工を予定しています。
電力会社	発電所	貯蔵量(本)	容量(本)	貯蔵率(%)																																																																																																			
北 海 道	伊 豆	400	1,020	16.7																																																																																																			
東 北	北 川	420	700	8.2																																																																																																			
	東 海	100	440	15.2																																																																																																			
東 海	福島第1	1,060	2,100	—																																																																																																			
	福島第2	1,120	1,260	—																																																																																																			
	柏崎刈羽	2,370	2,910	3.1																																																																																																			
中 部	浜岡	1,140	1,740	8																																																																																																			
北 陸	深谷	150	690	14.4																																																																																																			
関 東	高浜	390	680	7.7																																																																																																			
	浜岡	1,160	1,730	7.6																																																																																																			
	大飯	1,420	2,020	7.2																																																																																																			
中 国	高橋	390	400	7																																																																																																			
四 国	伊予	610	940	8.8																																																																																																			
九 州	玄海	670	1,070	3																																																																																																			
	川内	690	1,290	10.7																																																																																																			
日本原子力発電	高浜	580	860	9.3																																																																																																			
	東海第2	370	440	3.1																																																																																																			
高 浜	六ヶ所再処理	14,240	20,040	—																																																																																																			
日本原燃	六ヶ所再処理	2,945	3,000	—																																																																																																			
原子力規制庁	軽水炉の使用済み燃料には、残存した核分裂性ウランに加え、生成物として核分裂生成物や超ウラン核種(TRU核種)等の半減期が長い核種が含まれます。  なお、使用済み燃料を保管する使用済み燃料ピットの安全性については、新たに定められた基準地震動に耐えることや、使用済み燃料ピットの水位が異常に低下してしまうといった事故を想定しても、注水できることを確認しています。																																																																																																						
関西電力	高浜発電所には、現在、2,551体の使用済み燃料が貯蔵されています。 当社は、仮に高浜発電所で保管している使用済み燃料の外部への搬出が全くなく(六ヶ所への搬出がない)、更に高浜発電所4基全てのプラントが稼働したと仮定した場合、4基合計の管理容量(3,758体)、現在の貯蔵量(2,551体)および年間平均の使用済み燃料発生量(約160体)から計算すれば、使用済み燃料ピットが逼迫するのは今から7～8年程度後になりますが、実際には発電所の運転状況、青森県にある日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場の状況によるため、使用済み燃料ピットの満杯時期は一概に決まるものではありません。  貯蔵容量から1炉心(3取替分相当)を除いた数量																																																																																																						
60	全国で唯一府県を超えた原発5キロ圏内にある舞鶴市です。地元住民にとって被ばく問題は必至です。 今の住民避難計画は、具体的な実効性に乏しいものだと思います。 住民を含めた訓練を重ね、その都度訓練結果を検証し、住民全員が混乱することなく避難できるようなものにしてほしいと思います。	市	ご意見としてお聞きし、市民の安全・安心確保に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。																																																																																																				
61	資料のエネルギー政策における原子力発電についての資料P32に核燃料サイクルについての説明で、核燃料での発電方法で高速炉サイクルと軽水炉サイクルがあり、使用燃料の再利用は軽水炉サイクルのプルサーマルが有利であるという事ですが、その燃料MOXは安全性に問題があるという事のようにです。高速炉サイクルとの違いはどのような点なのかお答えください。 また、舞鶴市としてはMOX燃料の使用には反対していると聞いていますが、実際にはどういう意向なのですか。	資源エネルギー庁	・原子炉内で核反応を連鎖的に発生させる際に、軽水を減速材として用い、速度を落とした中性子を利用する原子炉を軽水炉、減速材を用いず、核反応で生じた高速の中性子をそのまま使用する原子炉を高速炉と言います。 ・核燃料サイクルとは、原子力発電所の使用済み燃料を再処理し、取り出したウランとプルトニウムを再利用することを指します。取り出したウランとプルトニウムを軽水炉で再利用することを軽水炉サイクル(プルサーマル)、高速炉で再利用することを高速炉サイクルと言います。																																																																																																				
		市	高浜発電所におけるMOX燃料の使用については、原子力規制委員会による新規基準に基づく安全審査の中で、しっかりと安全性を確認いただきたいと思います。																																																																																																				



番号	質問・意見	機関	回答
62	<p>福島第一原発事故による教訓から発電機能についての発電所のあり方として説明ですね。 ハードウェアとしては、当然克服しなければならない事項ですが、専門の方々に委ねる事しかできません。 そこでソフト面ではと考えると住民の安心・安全が一番であり、皆が納得できる対策、対応を望みます。 絶対安全(100%重大事故が起きない)と云い切れない事に重大な不安があります。自然災害が基でも人災に変化します。</p> <p>原発事故発生時の対応について 1.ヨウ素剤の配布は、何故PAZ範囲止まりなのか。先の福島では、放射性物質が飛び散っている。 2.大飯原発、高浜原発共にUPZが重なることへの対応、事故確率(被害)は2倍であるのにも関わらず、説明対応等は、不十分であるのでは。 3.事故の場合、シミュレーションはされていると思いますが、配布して頂いています「原子力防災のしおり」を活かし地域ごとの説明会等を毎年開催していただきたいと存じます。また、避難訓練も実施願います。</p>	<p>内閣府</p> <p>市</p>	<p>複数の原発が立地する福井地域の緊急時の対応の計画については、当該地域の各原子力発電所の稼働状況を踏まえ、現実的なリスクに応じた、合理的なものとしていく必要があります。現在、福井エリアにおいては、高浜地域における緊急時の対応について検討を進めていますが、今後、大飯、美浜、敦賀の各地域についても、高浜地域と同様に、順次確認することとしています。 大飯地域における緊急時の対応を検討するにあたっては、高浜地域における検討内容も踏まえ、高浜原発と大飯原発が同時に緊急事態となった場合の避難手段や避難経路、避難先の調整等の対応についても併せて確認してまいります。</p> <p>説明会において、万が一、事故が発生しても福島原発事故のように、家に帰れないような事態にはならないと、国から説明を受けています。 安定ヨウ素剤につきましては、国の原子力災害対策指針では5~30km圏内のUPZは、基本的には緊急時に配布することとされており、UPZでも5km圏内のPAZと同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所では安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、府や市の判断によりPAZと同様に事前配布を行うことができるとされています。 市ではPAZ2地区とPAZに準じた避難を行う4地区に事前配布を実施したところですが、UPZの緊急時における具体的な配布方法等については、現在、京都府、関係市町、関係機関とで協議しているところです。 今後ともを引き続き、市民の安全・安心確保に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
63	<p>「万が一事故が起きた場合、国が責任をもつと云っている」と言われました。 では、多々見市長さんはどんな責任をとられるのでしょうか。福島の今の悲しい現実を見ると、原発再稼働という政治には決してならないと思います。 市長さんと舞鶴市議会議員と危機管理課など、関係ある人達でバスを用意し、福島の視察に出掛けることを強く要望します。 以下、国へ要望してください。 原発再稼働への費用を全て福島の復興に使ってください。 原発再稼働への技術力、費用を自然エネルギーに使ってください。</p>	<p>市</p>	<p>原子力発電は安全を最優先とする国のエネルギー政策であり、全ては国の責任において進められています。 一方、市民の安全・安心を確保しなければならない市としましては、万一の際の住民避難につきましても、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。現在、より実効性のある避難計画となるよう舞鶴市住民避難計画の改正作業を行っており、今後、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えています。</p>
64	<p>現場の体制(緊急時対応体制)について オフサイトセンターでの国の要員配置部署・配置数は何名?全て内閣府所属の職員?関係省庁要員とは?体制要員配置表は? 測定分析担当拠点:府内?衛生研究所?国職員何名詰めるの? 高浜オフサイトセンター:施設は完成しているのか?平時は一般見学は可能なのか?幅広く市民に周知しようとするスタンスでは? 住民の避難先について 住民の都合で、予め指定された「神戸市田園スポーツ公園他」・「京都市」に避難しない場合(親戚・知人等・他の都合)は、避難後の原発情報提供や応援物資の提供は行われないのでしょうか? 避難行動(避難先)や避難時の緊急時行政サービスに関して、UPZ圏内の住民は、PAZ圏内住民と同様には扱ってもらえないのか? また、避難退避時検査場所でのふりかけられるのでしょうか? 5km外の住民でも、福島の事例が有るように、小さなお子様を抱えた家族等は出来るだけ放射線を避けたい思いがあると思われれますが、</p> <p>・情報伝達手段などについて 原子力防災についての資料から、主な市町村レベルの情報提供は「防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)の記載」は見受けられるが、防災行政無線や広報車では必ずと範囲が限定されているのが現状と思われる。 大手のTV局、新聞社等或いはニFMQ-加局等を利用、依頼しての情報提供も折込み済みなのか? 原子力災害対策本部(東京?)で一括発表するのか? 高浜オフサイトセンターでもマスコミ提供するのか? 府県が分かれているため、府で行うのか? 一般市民は時時刻々変化する情報をTVやインターネットで得る事となると思われるが? 風水害の場合でもNHK等を通じ情報提供実施している機関組織が多いが、配布資料では何の記載も無いが? 原子力事業者(電力会社)は? 一義的に安全に責任を負うのは原子力事業者 記載がありますが、 一義的とはどの様な場合で、どの範囲・どの規模でどの責任を負うのか基本的なスタンスを含め説明が必要と思われれます。事故対策は、国の後ろで、後日要した金銭負担を行うとの意味でしょうか? 関西電力は民間企業では無いのでしょうか? 緊急時であれば関西電力は当然石炭、石油火力や風力・水力等の要員を含め全社挙げてモニタリングや住民避難誘導にあたらせるべきと思われれますが?</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>内閣府</p>	<p>・関西電力を含め、事業者は、原発の運転主体として、再稼働を行うか否かの判断をし、炉を安全に運転する責任を有します。 ・万が一事故が起きた場合に、事業者がその責任を全うしなければならないことは当然です。事業者は、現行の原子力賠償制度の下で賠償を行います。また、事故収束等についても、しっかりと対応されるものと認識しております。 ・東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとして、国内外の大きな環境の変化に対応すべく、新たなエネルギー政策の方向性を示すため、平成26年4月に新しいエネルギー基本計画が閣議決定されました。その中で、原発依存度については、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めつつ、可能な限り低減させることを政府の基本方針としています。 ・エネルギーミックスにおける原発比率は、同計画を踏まえ、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿としてお示したものです。</p> <p>・本年7月に策定したエネルギーミックスは、安全性の確保を大前提に、自給率はおおむね25%程度まで改善すること、電力コストを現状よりも引き下げること、欧米に遜色ない温室効果ガス削減目標を掲げることなどの具体的な政策目標を同時達成すべく検討されたものです。 ・また、エネルギーミックスにおいては、2030年時点における原発比率を20~22%と導出いたしました。これは、2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより可能な限り低減させた結果として得られたものです。</p> <p>・原子力緊急事態における現地での要員配置については、内閣府や原子力規制庁を含む国の関係機関の職員が参集することになっております。具体的な体制は、原子力防災会議幹事会で決定し公表している「原子力災害対策マニュアル」に記載されています。現時点では、約70名が配置されることになっており、訓練などの結果により、定期的に見直されることとなっております。 高浜のオフサイトセンターの施設は既に整備されており、東京電力福島第一原子力発電所事故の後に強化されたオフサイトセンターの基準にも適合しています。オフサイトセンターの一般の方の見学については、基本的には可能ですが、業務の状況にもよりますので、事前にお問い合わせいただければと思います。 ・避難や一時移転等の防護措置の指示など住民に必要な情報は、原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、TV会議等を活用して迅速に情報提供され、関係市町から防災行政無線や広報車のほか、テレビやラジオ、エリアメールやインターネットなどのあらゆる手法を活用して住民に周知いたします。 また、TV局や新聞社等を通じた迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見を首相官邸において実施するとともに、現地でも現地対策本部(高浜オフサイトセンター)において記者会見を行うなど、報道機関に対しても情報提供を行うこととしています。</p>



番号	質問・意見	機関	回答
64	<p>放射性廃棄物の処分について                      原発での使用後の廃棄物処分先については、青森県六ヶ所村以外では見つからずともないと理解しており未だ正式稼働していないと認識しています。各原発でも使用済み廃棄物を一時保管しているものと理解しています。                      個人的記憶の範囲ですが、福島での除染作業に伴う除染土壌や作業員が使用した作業服やマスク等を含めた汚染物の処分先を福島県内に求めてもめていた時期とありますが、過去一時期TV報道でもあった様に「低レベルの放射性廃棄物であれば、原発以外の場所(例)石炭火力敷地内での一時保管もあり得る」様な電力会社の発言があったと記憶しています。                      全くもって寝耳に水で、予想外の発言のTV報道で有ったと思います。                      舞鶴火力の地元では、先輩方からの言い伝えですが、地域振興観点から石炭火力は誘致したが、低レベルの廃棄物保管場所として火力敷地を使用、利用する事は容認できません。                      原発依存度について                      資料からは原発依存度低減について、2030年度目標として「可能な限り低減させる」とされています。2,317~2,168億kwh程度の表現ですが、[2012年:革新的エネルギー・環境戦略]で示された 2030年代に原発稼働ゼロを目指した数値目標との整合性は如何？                      例えば、2039年までの約10年間で2,000億kwhも減らせるのでしょうか？                      それとも、時の政権が代われば目標もコロコロ変わるのでしょうか？                      長期的なエネルギー戦略が必要なのでは無いでしょうか？                      原発立地県も隣接市町村の長期計画、総合計画に大きく影響及ぼす要因であり、将来を見据えたしっかりしたエネルギー長期計画を希望します。                      新規の原発建設が難しい中で、耐用年数40年を経過した施設であっても、安全基準に合致すれば更に20年延長稼働を許可するとしているが、「可能な限り低減」では努力目標であり、上述を含め、将来依存度の具体数値が見えていない。                      格納容器の破損を防止する対策の導入について                      格納容器内の圧力・温度を下げるための設備(フィルタ・VENT)の操作は、緊急事態発生の際に必要と思われると思いますが、VENTを開ける操作を行う事でより以上の放射性物質が大気中に放射される事になると理解しています。                      操作にあたっては、事前に30km内は基より広く住民に周知を願います。</p>	<p>関西電力</p>	<p>当社としては、原子力発電所の安全性に対して、責任を負うと考えております。                      原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多重・多様に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施してまいりました。規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考え、今後も、世界最高水準の安全性を目指し、原子力発電の安全性の向上に取り組んでまいります。                      なお、万が一、重大事故が発生した場合は、事故拡大防止・収束に全力で取り組んでまいります。                      原子力発電所の事故により原子力災害が発生し、第三者に被害が及んだ場合には、「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」により、原子力事業者は過失がなくても賠償責任を負うこととなっております。                      同法では、賠償を確実に履行できるよう「原子力損害賠償責任保険」および「原子力損害賠償補償契約」により、損害賠償措置を講じることが義務づけられており、当社も両契約を締結しています。                      また、「原子力損害賠償支援機構法」に基づいて、事業者間の相互扶助により資金を拠出し合い事故に備えるしくみが、国によって構築されています。                      当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故から得た教訓を胸に刻み、社会のみならずの安全を守り、環境を守るため、原子力発電の安全性のたゆまぬ向上に取り組んでおりますが、当社の原子力発電所において、万が一事故が発生し、市民の皆様が被害にあわれた場合には、これらの制度の下、関連する法令、および、事故後に国が設置する原子力損害賠償紛争審査会が定める基準に従い、誠実に対応させていただきます。                      なお、自治体の計画している住民避難について当社といたしましても、住民避難者の搬送支援やスクリーニング等の避難退域時検査を行う等、全社を挙げて出来る限りの協力を行ってまいります。                      放射性物質による身体や資機材等の表面汚染の検査</p>
65	<p>・全市民対象の質疑も受ける説明会を開催するべきでは？(他市では質疑の時間もあり、多くの質問や意見があったとの報道あり)                      ・冒頭で市長が言っておられたとおり、福島原発事故は今も多くの人が避難されたままで収束していません。原発は核廃棄物を残し続けます。原発が稼働してなくても停電はありませんでした。舞鶴市は「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の実現をめざす立場に立って下さい。                      ・放射能もれ・放出からPAZ圏、UPZ圏の避難が・・・移送手段調達にかかる時間、迅速で正確な情報伝達、検査員や誘導者確保に係る時間、8万人という人数、地震・津波などによる道路状況・建物状況、大雪だったり水害時だったり・・・被ばくしないのでできるのでしょうか。                      ・避難訓練はありましたか。問題点はありましたか。</p>	<p>市</p>	<p>今回の説明会につきましては、市内全域を対象として、幅広く、そして多くの市民の皆様にご参加いただきたいと考え、市内全ての自治会長の皆様にお声をかけさせていただいたほか、市民を代表する様々な分野の方々913名にお声をかけさせていただきました。                      なお、説明会の内容は多くの市民の方に聞いていただきたいと考え、後日、市ホームページで動画と資料を公開するとともに、DVDの貸し出しを行い、動画等を見た市民の皆様からの質問や意見も受け付けさせていただきました。                      また、質疑応答については、市としては説明会の出席者だけでなく、できる限り多くの市民の皆様から質問や意見をお受けしたいと考え、後日、質問用紙でお受けする手法としました。また、用紙でお受けする方が、国などの専門家から正確に回答できるものと判断したものです。                      福島第一原発の事故以来、日本のエネルギー政策は縮原発から脱原発へ向かうべきであり、できるだけ早期に、安全で環境に優しく、かつ経済的で安定して供給できる代替エネルギーに変更していくことが必要であると以前から申し上げております。引き続き、国のエネルギー政策において検討を進めていただくよう、主張してまいります。                      原子力災害に対しましては、市民の安全・安心を第一に考え、今後も引き続き、国や京都府と連携の中で、原子力防災に取り組んでいきます。                      これまで5km圏内のPAZ、PAZに準じた避難を行う地域を中心に避難訓練を実施してきました。また、昨年1月の訓練では、市内の全消防団管内に活動拠点を設置するとともに、市職員による避難時集結場所開設訓練を実施し、避難誘導や広報のシミュレーション訓練も実施したところです。                      これらの訓練では、比較的スムーズな対応ができていましたが、多数の避難者の対応訓練の実施など、今後も様々な状況を想定した実践的な訓練を行い、有事の際に備えていきたいと考えています。</p>
66	<p>福島第一原発の事故から今も家に帰れなく避難生活をされている人々が多くなります。除染、汚染水、その上使用済み核燃料の処理方法はまだ確立していない。                      現在の技術では原発事故は制御できない。                      テロ対策も十分ではない。無数の対策が必要で今後起きる可能性は大である。                      以上の点から再稼働に反対です。                      対応策として                      電力のサイクルを東西統一し効率的に使用する蓄電装置を大型化・開発し自然エネルギーの比率を高める。</p>	<p>市</p>	<p>説明会において、万が一、事故が発生しても福島原発事故のように、家に帰れないような事態にはならないと、国から説明を受けています。</p>
67	<p>事故を起こさないための対策として                      モニタリング・通信システムの強化                      春夏秋冬風がどの方向から吹いて来るのかを調査し、一番高浜原発に近い高台に放射能を量る装置を設置してほしい。                      アクシデントを起こさないための対策として                      電源の確保を津波が来ても電源の落ちる事のないように高台に移転したら良いと思えます。原発の点検を今まで以上に増やし、電源確保策として、休耕田及び荒涼地にソーラー発電や風力発電・火力発電の設置で少しでも電力アップが望ましいと思えます。                      各地区で少人数の説明会をしてほしいと思えます。                      舞鶴全域での避難訓練も体に身に付く位の回数が必要かと思えます。</p>	<p>市</p>	<p>今後の説明会につきましては、市民の皆さまからいただいた疑問点等にお答えさせていただく中で、理解が深まっているかどうかを判断します。                      また、避難訓練の実施など、市民の安全・安心確保に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
68	説明会の内容が、常にテレビ等で報道しているのとまったく同じで、ガッカリした。また、説明文が専門的で一般の人にはわかりにくい。聞きに行った意味がなかった。 現在火力発電とかを稼働しているのでCO2が増え、コストがかかるといわれるが原発は安つくのか？第二の福島原発のような事故がどこかの原発で再度発生したらどうするのか？事故が起きれば政府が責任を取るといわれるが人の命は返ってこない。それより再生エネルギーを普及すればコストも安価になり、安全でCO2も発生しない。一刻も早く、太陽光発電を進めるべきである。	資源エネルギー庁	・各電源のコストは、今年行ったコスト検証において、 原子力 10.1円/kWh 石炭火力 12.3円/kWh LNG火力 13.7円/kWh 石油火力 30.6～43.4円/kWh 一般水力 11.0円/kWh 陸上風力 21.6円/kWh 地熱 16.9円/kWh 太陽光(メガ) 24.2円/kWh としております。 ・我が国の原子力発電所では深刻な事故は起こり得ないという「安全神話」と決別しなければなりません。このため、原子力規制委員会が策定した規制基準においては、福島事故の教訓を十分に踏まえ、万一過酷事故が発生した場合にも対処できる十分な対応策等を要求しております。 ・原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、世界最高水準の新規性基準に適合すると認められた原発について、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。その際、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。 ・政府は、こうした政策を推進している責任があります。このため、万が一事故が起きた場合には、国民の生命、身体及び財産を守ることは政府の重大な責務であり、責任をもって対処します。
		市	ご意見としてお聞きし、市民の皆様の理解が深まるよう、引き続き取り組んでまいります。
69	100%原子力災害は無くしてほしい。 いずれにしても原子力災害になった場合には住民の方では避難する以外自分たちの生命を守る事が出来ないのでは緊急事態においては全住民に確実に伝わる様に市の防災無線、広報車、いずれもこれまではっきり聞きとれない事が多い。 避難道路、避難先も具体的にはっきり判る様にしてほしい。	市	ご意見としてお聞きし、市民の安全・安心の確保に向けた取り組みを進めてまいります。
70	住民説明会と言いながら、選出した者のみ出席、その上質問出来ない人もいるので、市長が代表になって質問し皆から募った質問をホームページで公表するとは住民不在の説明会である。綾部市では質疑応答の説明会だったと聞か、何故この様な説明会を設定したのか答えて下さい。納得のいく説明を願います。 政府関係関西電力の説明だけでは不十分。規制が強化されたから、事故防止対策が増えたら、安全という考えなら、今迄の安全神話と何ら変わらない。 原発エネルギーが必要、安全という説明会なら、原発は危険という方の説明会もすべきではないか。 人口8万人を超える市民の避難が、あの説明会で納得できる訳がない。モニタリングをたくさん設置しようが重大事故になった時、市民に伝わりますか？何分で？どの方向に大量の放射線が流出と、伝えられますか？伝えられないでしょう。 市長はもっと、危機意識を持ってもらわないと、市民を安全に避難させられない。迎合するような市長は必要なし。 パソコンがなくて、ホームページを見られない者も多くいます。 市民全員に届く様にすべきです。本当に市民に説明する気持ちがあるのか？ 市長が、8万人余の代弁者になり得るのか？ 代弁してもらわなくてよいので、市民の質疑応答を設定して下さい。	市	今回の説明会につきましては、市内全域を対象として、幅広く、そして多くの市民の皆様にご参加いただきたいと考え、市内全ての自治会長の皆様にお声をかけさせていただいたほか、市民を代表する様々な分野の方々913名にお声をかけさせていただきました。 なお、説明会の内容は多くの市民の方に聞いていただきたいと考え、後日、市ホームページで動画と資料を公開するとともに、DVDの貸し出しを行い、動画等を見た市民の皆様からの質問や意見も受け付けさせていただきました。 また、質疑応答については、市としましては説明会の出席者だけでなく、できる限り多くの市民の皆様から質問や意見をお受けしたいと考え、後日、質問用紙でお受けする手法としました。また、用紙でお受けする方が、国などの専門家から正確に回答できるものと判断したものです。
71	高浜原発再稼働の説明会に対して多々見市長個人がビデオ、テープにて国家、関西電力に質問しなければならぬのか、質問、意見は一般市民が公の場、公聴会として行うものではないか、市民を無視した傲慢な遣り方は前代未聞であり全国的にも聞いたことが無いやり方だ。 多々見市長はビデオ、テープの中で再三再四、安全性は更に向上したと発言されていますが、高浜原発の安全性の中身は従来の危険原発と何ひとつ変わりません。強いて云えば防潮堤が少し高くなっただけ。福島東電の防潮堤はみごとに破壊し多くの死者を出しました。いくら防潮堤を高くしても自然の猛威には勝てません 福島原発の解体作業をしている労働者被曝しました。敦賀原発でも被曝しています、東電、日本原電は一再それを認めません、高浜原発で舞鶴市民が被曝しても結果は同じです。 どうか多々見市長貴方が先頭に立って再稼働に反対して下さい、それが市民を守る貴方の責務です。 被曝した人間が全快するとは医師であるあなたは夢にも思わないでしょうネ？	市	今回の説明会は、京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」において、これまで「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けた内容を、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、広く市民の皆さまから疑問点等をお聞きするため、市民を代表する様々な分野の方々にお声をかけさせていただいたものです。 また、市長自ら説明会の進行を行うことで、市民の皆様にとって分かりやすい説明会になるよう取り組んだものであり、質疑応答については、より多くの方にご質問いただき、また正確にお答えできるよう質問用紙でお受けする方法とさせていただいたものです。 今後とも、市民の皆様が理解が深まるよう取り組んでまいります。
72	1.市民全体への説明会を再度開いてほしい。 2.高浜のオフサイトセンターが原発に近すぎて機能しないことを予想しているか。もっと遠方に新築すべきと進言してほしい。 3.PAZ圏に近接して多数の学校・保育所がある。20才までの若者にこそ安定ヨウ素剤が必要なので夫々に至急配布されたい 4.安定ヨウ素剤が福島では服用指示が出されずに終わった。緊急時の指示体制が出来ているのか 5.緊急時の連絡・運転等に従事する市職員等に対して事前に指示通り行動する確約書をとっておくべきかどうか 6.緊急時に放出する131I(ヨウ素)のような気体は呼吸で体内に入り298 Pu(プルトニウム)のような微粒子は食物や水により入るが、市民への対策を的確に指示すべきであるがどうか 7.市民一人一人の命を守るため市長を先頭に疑問への答が出るまで原発再稼働を許さない姿勢をはっきりと示してほしい。 8.緊急時の避難対策がないと稼働できないとする法律はないが、それであれば対策を確信するまで市民を守るのが市長の立場と思うがどうか。 以上思いつくまま書きました。回答を待っています。	内閣府	原子力災害対策指針においては、プルトニウムや放射性セシウム等が経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準を設けております。国及び自治体において、1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものについては、対象地域の住民に周知し、速やかに摂取制限を実施することとしております。
		市	4.安定ヨウ素剤につきましては、事故の状況により原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部の配布、服用の指示に基づいて、市から住民の皆様へ指示を出すこととなります。 5.市民の安全・安心を確保することは市の責務であり、職員の行動につきましては、各職員が安全に、そして、的確かつ迅速に行動できるように、現在、職員行動マニュアルを作成中です。 6.非常時の連絡方法として、防災行政無線、まいつるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしております 7.市民の安全・安心を守ることが市長の責務であり、更なる防災対策の充実に努めていきます。  今後の説明会につきましては、市民の皆さまからいただいた疑問点等にお答えさせていただく中で、理解が深まっているかどうかを判断します。

番号	質問・意見	機関	回答
73	<p>まず、今回の説明会についてあらかじめ参加者を制限し、且つ参加者からの質問についても制限する方法がとられたことについて、他の自治体での説明会ではこれを認める方法で行われることから極めて遺憾であること、さらにも質問期間が11月10日までと短期間であることも遺憾なことだと思います。是非再度説明会を誰でも自由に参加し、質問ができるかたちで開催されることを強く希望します。</p> <p>福島原発の過酷事故の原因は未だ解明されず、津波によるものなのか地震振動によるものなのかわかっていません。</p> <p>高浜原発において電源だけでなく冷却水等の配管の破損も当然予想されると思います。その場合の冷却水の注入など十分にできるか、福島ではヘリや消防車からの放水も行われたがうまくいかなかった。</p> <p>福島では最終ヒートシンクを喪失したことから使用済燃料プールの冷却ができない状態となったが、高浜原発での使用済み燃料プールの安全性については触れられていないように思うが万全なのか。また満杯になった使用済み燃料についての対策は如何に。</p> <p>原発銀座と言われる若狭湾一帯では高浜だけでなく大飯や美浜・敦賀の原発も同時に過酷事故が発生する可能性を否定できない。福島では地震と津波、加えて原発事故と複合災害の影響で通信・運輸の手段に困難を極めた。高浜原発の場合も過酷事故が発生した場合の避難は、全く不十分だ。避難道の確保はできるのか、8万人の市民が乗車可能なバスの確保は可能なのか。また避難は一気に始まり、大混乱が予想される。福井県からの避難者も当然あることから道路の損壊がなくても渋滞は相当なものになると思われる。</p> <p>米国は福島での避難区域を50マイル(80km)とした。UPZを30kmとする根拠は何か。その時の風向などによりさらに広範囲にわたり放射能が飛散する可能性があり同心円で決めることは不合理である。SPEEDI等のデータも活用し、柔軟にすべきではないか。</p>	資源エネルギー庁	<p>・昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としています。</p> <p>・使用済燃料の再処理過程で発生する高レベル放射性廃液は、ガラスと溶かし合わせ(ガラス固化)、金属製容器等で覆った上で、地下深く安定した岩盤に適切に埋設(地層処分)することとしています。</p> <p>・最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要があり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進める必要があります。また、こうした取組は、再稼働や廃炉のためにも重要です。これを踏まえ、先日(10月6日)の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定したところです。本プランに基づき、国も積極的に関与して、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めます。</p>
		原子力規制庁	<p>原子力規制委員会としては、福島第一原子力発電所事故について、放射性物質が放出されてしまうまでにどのようなことが起きたか、基本的な事項を整理し、これを踏まえ、新規規制基準を制定しました。</p> <p>今般の審査は、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて定めた新規規制基準への適合性を確認したものであり、地震、津波といった自然現象の想定や、重大事故に対応するための設備及び手順等の実現可能性などを厳しく審査しました。しかし、安全に絶対はありません。安全追求に終わりはなく、より一層の安全を追求すべく、事業者には努力を継続するよう促しつつ、当委員会としても不断の努力をしていきます。</p> <p>使用済燃料を保管する使用済燃料ピットの安全性については、新たに定められた基準地震動に耐えることを含め、新規規制基準に適合することを確認しています。</p> <p>新規規制基準では、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、使用済燃料ピットの水位が異常に低下してしまうといった事故を想定しても、消防ポンプ、可搬式代替低圧注入ポンプ及びポンプを動かす発電機等を新たに設置し、通常の手段が失われても、使用済燃料ピットに注水できることを確認しています。</p> <p>UPZにおいては、住民への被ばく影響を可能な限り回避する観点から、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施し、またブルーム通過後は、モニタリング結果に基づき一時移転等の追加的防護措置を実施することにより、被ばくの影響を低減することが基本となります。このUPZの範囲についてはIAEAの国際基準において、UPZの最大半径を5～30kmの間で設定することから最大値である30kmを採用しています。</p> <p>UPZ外の防護措置については、UPZ内と同様に、事態の進展に応じて屋内退避を行う必要があります。また、放射性物質放出後は、緊急時モニタリングの結果から、OILの基準を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施することにしています。実施の判断の際は、いつ大規模放出があるのか分からない状況で安全サイドに立って、屋内退避を同心円を基礎として行政区画の単位で指示することになっています。</p> <p>なお、SPEEDIについては、いつ、どのような放射性物質が、どの程度放出されるのかをあらかじめ正確に予測することはできず、気象予報にも不確実性が含まれることから、予測結果が現実と異なる可能性が常にあり、防護措置の判断基準には採用しないこととしています。</p>
		内閣府	<p>現在、福井エリアにおいては、高浜地域における緊急時の対応について検討を進めておりますが、今後、大飯、美浜、敦賀の各地域についても、高浜地域と同様に、順次確認することとしています。大飯地域における緊急時の対応を検討するにあたっては、高浜地域における検討内容も踏まえ、高浜原発と大飯原発等が同時に緊急事態となった場合の避難手段や避難経路、避難先の調整等の対応についても併せて確認していく予定です。</p> <p>また、避難時に自然災害等により道路等が使用できないような場合に備えて、予め複数の避難経路を設定しております。なお、それでも避難することが困難であるような場合には、国、関係府県、関係市町が連携し、道路の啓開のための応急復旧策や代替経路の確保策を検討・実施することとなります。また、不測の事態が起きた場合には警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織による救助を行うこととなります。併せて、避難時における交通混雑を解消し、円滑に避難を実施するため、関係府県警察等による主要交差点等における交通整理・誘導、信号機操作などの交通対策を行うこととしています。</p> <p>避難に必要なバスの台数等の確保については、現状、関係府県や関係市町が所有する車両のほか、電力事業者が保有する車両などにより、必要台数が確保できる見通しを立てております。仮に不足する場合には、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達することとしています。それでもなお、不足するような事態となった場合には、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し、必要な輸送能力を確保することとしております。また、不測の事態などにより、計画した車両台数が確保できない場合には、自衛隊などの実動組織を派遣するなどし、避難を実施することとしています。</p> <p>避難計画については、実効性をより高めるために、国や関係府県等により防災訓練を実施するなどし、計画の不断の改善を進めてまいります。</p>
市	<p>今回の説明会は、京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」において、これまで「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けた内容を、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、広く市民の皆さまから疑問点等をお聞きするため、市民を代表する様々な分野の方々にお声かけさせていただいたものです。</p> <p>また、説明会の内容を多くの市民の方に聞いていただくため、市ホームページで動画と資料を公開するとともに、DVDの貸し出しを行い、動画等を見た市民からの質問や意見も受付させていただきました。</p> <p>今後の説明会につきましては、市民の皆さまからいただいた疑問点等にお答えさせていただく中で、理解が深まっているかどうかを判断します。</p>		



番号	質問・意見	機関	回答
74	<p>原発再稼働に向けての質問を以下に書きます。</p> <p>1、今後、日本が戦争に巻き込まれる可能性はないと言い切れないし、そのために防衛省があるのですが、日本が戦争に巻き込まれて、原発が攻撃されたら国と関西電力はどうされますか？</p> <p>「イラク原子炉爆撃事件」でWeb検索しウィキペディアのWebサイトを見ると、イスラエル空軍機がイラクの原子力施設を爆撃したことがあるとのこと。</p> <p>2、今回の説明を受けても、次の原発事故が起きる可能性はないと言い切れないと思いますが、原発事故が起き、放射線障害になったとき完治する治療法はあるのでしょうか？もし、そのような治療法があれば、原発事故の際、放射線障害になった全住民、全原発作業員に対して、国と関西電力が費用を出して、その治療を受けさせてくれますか？そのような完治する治療法がなくても、放射線障害になった全住民、全作業員に対し、国や関西電力が費用全額負担で、最新の治療、治療費・生活費の補償、放射線障害の子孫に対する最新の治療、治療費・生活費の補償をしていただけますか？また、持っている不動産が放射能汚染された場合、国と関西電力は補償をしていただけますか？</p> <p>3、2で質問した治療、補償をする財力、財源は、国や関西電力にありますか？そのような財源を捻出するためには、電気代を値上げせざるを得ず、原発以外の電源と変わらないのではないのでしょうか？</p> <p>わたしは、安全に、しかも安く電気を得られるということは、世の中にないのではないかと思います。</p> <p>原発に対する意見</p> <p>1、わたしは原発反対「寄り」ですし、現在の日本にあるような原発を輸出するのは反対ですが、原発の技術を日本が保持していることは反対しません。でも、もし、どうしても新しい原発を作らなければならないか、海外に原発を作らなければならないなら、原子力潜水艦を作ればよいと思います。小型の原子炉を積んでいて、津波をかぶっても大丈夫な、原子力潜水艦に発電機能を持たせる。津波時、出港時は外部と遮断、密閉する。訓練のため出港するときは電力消費の少ない夜間にする。武装はあってもなくてもよいが、いざというときに将来的な武装の可能性を持たせておくのもよい。でも、戦争になったら、安全海域に護衛の通常動力の潜水艦を引き連れて逃げる。そのとき停電になるが、非常時なのでしかたがない。原子力潜水艦が戦うのは、本当の最後にする。研究用の原子炉も兼ねてもよい。原発を廃炉にしたときの原発技術者の再就職先にする(原発技術者が北朝鮮などにヘッドハンティングされないためにも受け皿になれる)。というのはどうかと想像しています。でも、一方で原子力技術が、軍事と結び付く可能性についての危険性はあり、薔薇色の案ではありません。今の原発を積極的に廃炉にして原発より小型で津波をかぶっても大丈夫な原子力潜水艦に置き換えるか、現在の原発の廃炉をできるかぎり先のばしして原子力潜水艦を作るのを慎重に先のばしした方がよいか、わたしも考えがまとまっていません。</p> <p>これは、「今後、どうしても原発を新設、または輸出しなければならなくなった場合」の一つの案であり、必ずしも潜水艦におおわれている小型の原子炉ならいくらでも作るようにと主張しているわけではありません。</p> <p>みなさま、おいそがしいところ、最後まで目を通していただきありがとうございました。</p>	資源エネルギー庁	<p>・他国等からの弾道ミサイル攻撃に関する想定については、政府として特定の施設についてお答えすることは差し控えますが、弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に係る問題は、我が国や国際社会にとっての大きな脅威となっており、政府としては、国民の生命・財産を守るため、平素より、弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種のシミュレーションや訓練を行っているところです。</p> <p>・放射線障害の治療については、程度・症状によって対応が異なるものであり、一概に申し上げることはできませんが、一般論として申し上げれば、現行の医療体制の中で、容態に応じて適切に治療することとなると認識しております。</p> <p>・原子力事故による損害が生じた場合、法令に基づき原子力事業者はsの損害を賠償する責任を負います。また、原子力事業者は原子力事業の開始に先立って、予め、損害賠償措置を講じておくこととなっており、被害者の方は原子力事業者へ賠償請求の申し立てを行い賠償額を受け取ります。国も、原子力損害賠償紛争審査会などを通じ、原子力事業者と被害者との賠償申立に関して紛争が生じた場合の和解仲介及び自主的な解決に資する指針の策定を行います。</p> <p>・原子力損害賠償については、原子力損害賠償法(原賠法)により1,200億円の損害賠償保険への加入等を原子力事業者に義務づけていることに加え、これを上回る損害が発生した場合には、「原賠・廃炉等支援機構」を通じ、事業者に対する資金交付等を行うことで、賠償の円滑化を図る仕組みが整備されています。こうした現行の原子力賠償制度の下で、賠償の迅速かつ適切な実施がなされることとなっております。</p> <p>・電気料金の値上げの有無については一概に申し上げられませんが、一般論として申し上げます。総合資源エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会発電コスト検証ワーキンググループにおいて、原子力のコストは、事故対応費用を全て含んでも、キロワットアワー当たり10.1円以上と算出されており、石炭火力(12.3円)より発電コストが低いことから、低廉な電源と考えております。</p>
		関西電力	<p>【テロ対応について】</p> <p>・原子力発電所では、侵入者によるテロを防止するため、三重の区域設定を行った上で、各区域境界を柵等の障壁で区画し、当該障壁周辺に照明装置や侵入検知装置等を設置し、定期的に警備員が巡視しています。</p> <p>・これにより、不法な侵入者を早期に検知することができ、侵入者を検知した場合は、原子力発電所内に常駐している警察隊に直ちに通報し、警察隊は速やかに鎮圧にむかいます。侵入者は区域境界のコンクリート壁やフェンスなどの物的障壁により容易には重要区画へ侵入できないことから、重要区域侵入前に警察隊による鎮圧が可能です。</p> <p>・高浜3・4号機の新規制基準適合性審査において、仮に複数の安全機器が同時に機能喪失し、炉心が損傷すると仮定した場合にも、重大事故対策により格納容器の破損を回避し、新規制基準において目標値とされるセシウム137の放出量100テラベクレルに対して、セシウムの放出量を4.2テラベクレルに抑制できるという評価で、許可を得ています。</p> <p>・すなわち、複数の安全機器が破壊されたとしても、空冷式の非常用電源や可搬式の給水ポンプを離隔して配備するなど多様性・多重性を図った重大事故対策を整備していることから、格納容器の破損を回避できるため、放出量は上記の4.2テラベクレル評価の範囲に収まると考えられます。</p> <p>【ミサイル攻撃について】</p> <p>・原子力発電所に対する弾道ミサイル攻撃の場合は、緊急対処事態あるいは武力攻撃事態に該当し、武力攻撃事態対処法・国民保護法などの国家的枠組みにより日本国政府が対処することとなっています。</p> <p>・新規制基準においては、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における体制の整備が要求されており、消火活動の実施や、炉心や格納容器の損傷を緩和するための対策が要求されています。</p> <p>・大規模損壊によって原子炉施設が受ける被害範囲の想定には大きな不確かさを伴うことから、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を講じることが重要となります。これを踏まえ、中央制御室での監視及び操作が行えない場合も想定し、重大事故等対策において整備する手順等に加えて、可搬型設備(ポンプ、放水砲、電源車等)による対応を中心とした多様性及び柔軟性を有する手順等を整備することにより、放出された放射性物質の拡散をできるだけ抑制する対策が備えられていることを原子力規制庁に確認いただいています。</p> <p>当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故を大変重く受け止めて、このような事故を二度と起こさないよう、事故直後より原子力発電所の安全確保に全力で取り組んでいます。具体的には、電源確保対策、浸水対策、原子炉および使用済燃料ピットの冷却機能の確保といった原子力発電所の安全対策を速やかに実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として定められた新規制基準に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故のような放射性物質の大規模な放出に至らないよう、安全対策を幾重にも講じており、その安全性については、公開の原子力規制委員会 においてご説明し確認されています。</p> <p>さらに有効な対策を多重・多様に確保する「深層防護」の観点から、仮に炉心損傷が起こったとしても原子炉格納容器の健全性を確保し、大量の放射性物質の放出による人的被害を防止するための対策を幾重にも講じることで、東京電力福島第一原子力発電所のような大量の放射性物質を放出する事故は回避できると考えています。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
74		関西電力	<p>従って、事故により放射線障害が起きることはないと考えていますが、一般的に以下のような治療方法があります。</p> <p>放射線障害に対する治療は、被ばく線量の大小に応じて、その方法が異なります。外部被ばくで、大線量の被ばくがあった場合は、まず、経過観察やより詳細な線量評価を行います。その後、症状の重篤度に応じて感染症対策(無菌対応)、骨髄移植などを行います。また、内部被ばくの場合は、医師の判断により、胃洗浄や下剤、キレート剤投与などを行い、体内の放射性物質を除去して被ばく線量の低減を図ります。</p> <p>審査会合での審査67回(設置変更許可まで)平成25年7月16日～平成26年11月18日</p> <p>【補償について】</p> <p>当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故を大変重く受け止めて、このような事故を二度と起こさないよう、事故直後より原子力発電所の安全確保に全力で取り組んでいます。具体的には、電源確保対策、浸水対策、原子炉および使用済燃料ピットの冷却機能の確保といった原子力発電所の安全対策を速やかに実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として定められた新規規制基準に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故のような放射性物質の大規模な放出に至らないよう、安全対策を幾重にも講じており、その安全性については、公開の原子力規制委員会においてご説明し確認されています。</p> <p>さらに有効な対策を多重・多様に確保する「深層防護」の観点から、仮に炉心損傷が起こったとしても原子炉格納容器の健全性を確保し、大量の放射性物質の放出による人的被害を防止するための対策を幾重にも講じることで、東京電力福島第一原子力発電所のような大量の放射性物質を放出する事故は回避できると考えています。</p> <p>なお、万が一原子力発電所の事故により原子力災害が発生し、第三者に被害が及んだ場合には、「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」により、原子力事業者は過失がなくても賠償責任を負うこととなっております。</p> <p>同法では、賠償を確実に履行できるよう「原子力損害賠償責任保険」および「原子力損害賠償補償契約」により、損害賠償措置を講じることが義務づけられており、当社も両契約を締結しています。</p> <p>また、「原子力損害賠償支援機構法」に基づいて、事業者間の相互扶助により資金を拠出し合い事故に備えるしくみが、国によって構築されています。</p> <p>当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故から得た教訓を胸に刻み、社会のみならず、環境を守るため、原子力発電の安全性のたゆまぬ向上に取り組んでおりますが、当社の原子力発電所において、万が一事故が発生し、町民の皆様が被害にあわれた場合には、これらの制度の下、関連する法令、および、事故後に国が設置する原子力損害賠償紛争審査会が定める基準に従い、誠実に対応させていただきます。</p> <p>審査会合での審査67回(設置変更許可まで)平成25年7月16日～平成26年11月18日</p> <p>資源の乏しいわが国においては、安全の確保を大前提に、エネルギーの安定供給と環境保全、経済性の同時達成の観点から原子力発電の果たす役割は大変大きいと考えています。平成26年4月に策定されたエネルギー基本計画においても、特定の電源や燃料源に過度に依存しない、バランスのとれた供給体制を構築することの重要性が示され、その上で、原子力発電は「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけられています。</p> <p>当社としては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた新規規制基準を確実にクリアすることはもちろんのこと、世界最高水準の安全性を目指して取り組みを進め、安全確保を大前提に原子力発電を引き続き活用していく所存です。</p>
75	<p>1、高浜原発3・4号機の再稼働について</p> <p>原発はこの夏日本全体で一つも動いていなくとも、国民生活に重大な支障はおきなかった。再稼働を急ぐ理由は何か。</p> <p>福井地裁で、「工事差し止め」の仮処分の判決が下された、にもかかわらず、いま急いで「再稼働へ向けた」住民説明会を実施するのはなぜか。</p> <p>使用済み核燃料の処理場もないままに、原発の再稼働を強行しようとしているのは何故か。</p> <p>2、原子力防災について</p> <p>高浜原発の事故の際に、避難計画はずさんだ、舞鶴からの避難に際して福井県側からの避難者の人数も入っておらず、また雪降りの避難計画もないが、どうするのか。</p> <p>事故時の避難者の道路の渋滞対策はまったくないがどうするのか。</p> <p>避難者の交通手段として、京阪神から「バス」等の応援を受けると説明されたが、放射能の汚染区域となっているところへ誰が来てくれるのか、疑問だ。この対策はどうなのか。</p> <p>事故の際、社会的弱者や高齢者などの具体的な避難計画はないが、一体どうするのか不安一杯です。これらに的確に答えて下さい。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>内閣府</p>	<p>現在は、震災前に長期間停止していた火力やあまり稼働していなかった火力、コストの高い石油火力への依存、定期検査の繰り延べなどによって、供給力を確保している状況にあるなか、原子力の再稼働によって火力等の万一のトラブルへの対応力も増すことから、再稼働によって供給力が積み増される効果は大きいです。</p> <p>また、原子力発電所の長期停止による発電用の燃料の輸入増などによって、貿易収支が悪化するともに、電力会社の財務状況も悪化しています。この結果、相次ぐ値上げ等により、電気料金の全国平均単価が震災前に比べて家庭用で約25%、産業用で約40%上昇するなど、国民生活や産業活動に大きな影響が及んでおり、国民の皆様への負担を軽減する観点からも再稼働は必要です。</p> <p>高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原発の再稼働の有無にかかわらず、既に目の前にある問題であり、現世代の責任として解決に向けて取り組んでいきます。</p> <p>原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、世界最高水準の新規性基準に適合すると認められた原発について、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。その際、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。</p> <p>福井県は県内避難を基本としているため、舞鶴の住民の方の避難経路と重複することはないと思われませんが、仮に県内避難が困難となり、京都府側に避難することとなった場合であっても、関係府県警察等により、主要交差点等における交通整理・誘導、信号機操作などの交通対策を行い、円滑な避難を行います。</p> <p>降雪時の際には、京都府が路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を定めた除雪計画により、緊急時には除雪を実施いたします。スリップ事故など交通事故発生により道路等が使用できないような場合に備えて、予め複数の避難経路を設定しています。</p> <p>また、不測の事態が起きた場合には警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織による救助を行うこととなります。</p> <p>バスの運転手の安全確保策については、運転手等の雇用者が1mSVを超えて被ばくすることがないように、防護服や個人線量計等を装備し、個人線量計による被ばく線量が1mSVを超えないように管理する方針について、内閣府にて示しているところ(「共通課題についての対応方針」(平成25年10月))。</p> <p>また、内閣府にて、防護服や個人線量計等の資材に係る予算措置を実施しているほか、原子力災害時の対応力を高めるため、バス運転手向けの研修などを実施しています。さらに、バス事業者を含む緊急時の防災業務関係者の安全確保に関しては、内閣府において、専門家による検討会を開催しており、本年中を目途に結論を得て、その結論を踏まえ、必要な措置を行う予定です。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
75		市	<p>京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」において、これまで「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けた上で、疑問点等についての質疑応答を行うとともに、高浜発電所の現地確認を実施してきました。今回の住民説明会は、このような経緯を踏まえ、行政だけでなく、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、疑問点等をお聞きする必要がありと考え、京都府との共催で開催したものであります。</p> <p>また、万が一の場合の住民避難については、国や京都府などの協力を得て、市が先頭に立って行っていく責務があると認識しているところであり、国や京都府と連携する中で、より実効性のあるものとなるよう、今年度を目途に住民避難計画を改正していきたいと考えています。</p> <p>なお、要配慮者の避難計画についてであります。自力歩行が困難な方など、重度の要配慮者につきましては、京都府および京都府災害時要配慮者避難支援センターが中心となって、車両の手配や避難先との受入調整を行っていただくことになっております。一方、介助すれば歩行が可能な方につきましては、災害時要援護者個別支援計画に基づき、地域の助け合いで自家用車やバス等で地域住民の皆様と一緒に避難していただきたいと思います。</p> <p>できれば、平常時から地域における見守り、声かけ、防災訓練の実施など、自助、共助による地域コミュニティの強化にご協力いただきたいと思いますと考えており、市も責任をもって連携し支援していきます。</p> <p>市といたしましては、司法の判断を尊重する中で、市民の安全・安心確保に向けて取り組んでまいります。</p>
76	<p>安全と安心は同じではない。関電・政府は想定になる安全対策はすべてやってくれると思います。でも、何故市民が納得できないかは、みんな安心がないからです。それは、まだ人間が放射能をコントロールできていないから不安なのです。関電が「コントロール出来ます」と言ってくれば良いのですが、おそらく無理だと思います。ヨウ素剤を配ります。防波堤を作りました。避難場所・避難経路は確保します。と言われても、1年や2年ではまた自分の我が家へは、戻ってくることが出来ないから、安心だと思わないのです。放射能がコントロール出来るようになってから動かして欲しいです。</p> <p>市民は経済あってこそ舞鶴でしょうか。安心があってこそ舞鶴でしょうか。最終判断は市長が決められると思いますが、21世紀の後世に残る多々見市長の判断に期待しております。</p> <p>今回は、メール・YouTubeと多くの意見を市民から聞こうとする行政のやり方に大変共感します。最初はなかなか市民が参加されませんが、2、3年後は、当たり前ようになってきます。今後共、こういった取組に期待します。</p>	市	<p>原子力発電は、安全を最優先とする国のエネルギー政策であり、全ては国の責任において進められています。</p> <p>一方、市民の安全・安心を確保しなければならない市としましては、万一の際の住民避難につきまして、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。現在、より実効性のある避難計画となるよう舞鶴市住民避難計画の改正作業を行っており、今後、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えています。</p> <p>説明会において、万が一、事故が発生しても福島原発事故のように、家に帰れないような事態にはならないと、国から説明を受けています。</p>
77	<p>1. 最初の「エネルギー政策における原子力発電について」で述べられていますが、電気料金の上昇、各社の経営状況などが説明されていますが、このことが高浜原発の安全性にどう関係しているのでしょうか。経営が苦しい、赤字だから、電気料金が上がるから、原発を動かして住民の安全性は少し我慢せよとの意図ですか。</p> <p>9月決算では関電は純益1,125億円、東電は経常益が過去最高と報道されていますが、それでも住民の安全より、エネルギー政策、電力会社の利益が大事と考えておられるのか。</p> <p>2. 新規規制基準、審査概要、対策などの説明をされていますが、そもそも従来の原発施設本体を使用し、福島でのメルトダウンで原子炉内部、溶け落ちた燃料がどこに有るか判らない状況で有るのに、周辺の改善、手順の問題でなく、古い基準で造られた古い原子炉本体を使うことが何故、安全性が増すことになるのか。</p> <p>3. 最初の挨拶で述べられているように、多くの方が原発廃止、縮減の意見と認識しておられるのなら、住民の命、くらしを守るべき自治体の長として、原発をなくせとの意見表明をされないのですか。人の命が最も大切との姿勢を示さないのですか。</p> <p>4. 地域防災計画で記載されている、避難先を見たいのですが、一般市民が避難先を見学に行く際は舞鶴市(または国)が相手先の自治体・避難先に連絡を取って、案内して頂ける様に手配をして頂けるのでしょうか。</p> <p>5. 重大事故の発生を想定した対策で、「止める」「冷やす」「閉じ込める」を強調しておられたのですが、福島の事故の原因、原子炉内がどのようにになっているか、溶け落ちた燃料がどこにあるのか解明されていないのに、これで万全と言えるのでしょうか。</p> <p>6. 特に、放出された放射性物質を放水砲で抑制すると言われていたが、放射能漏れの現場に近づき誰が作業するのか。本当にそんなことが出来るのか。</p> <p>7. 今回の説明会では「使用済み核燃料」の処理について、全く説明がなかったが、高浜原発で「使用済み核燃料」プールは今のぐらい(量、%)貯まっているのか。再稼働であと何年で満杯になるのか。また、処理をどうしようとしているのか。</p> <p>また、使用済燃料プールが原子炉と併設されているが、今回、どのような安全対策がとられ、どの程度、安全性が向上したのか。</p> <p>8. 原子力防災については、抽象的な話ばかりで、具体的な話はなかったが、緊急事態(3段階)での避難についての方策など具体的な説明はなかったが、避難手段として、バス利用1350台(うち600台がUPZ内をピストン輸送)とされていますが、具体的にバス及び運転手さんの確保はどこから考えているのか。実現性についてはどう考えているのか。</p> <p>避難計画においても複合災害時について文言だけ触れられているが、避難がさらに困難になると思うが、その時の避難計画はない。雪害時、地震時などの避難計画をどのように考えておられるのか。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>原子力規制庁</p> <p>内閣府</p>	<p>東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、原発の長期停止による発電用の燃料の輸入増などによって、電力各社の財務状況は厳しい状況が続いています。</p> <p>ご指摘のように、本年9月決算では、燃料価格の低下に伴い、一定の利益が計上されましたが、これは、「期すれ」と呼ばれるもので、燃料費調整制度に基づき、燃料価格の低下が実際の電気料金に反映されるまでに一定の時間がかかるために発生した、一時的なものとして承知しています。あくまで仮定の話になりますが、今後、燃料価格が再び上昇した場合には、今回とは逆に、一定の額が損失として計上される可能性が高いと考えられます。</p> <p>この影響を除けば、電力会社の収支状況は、震災前と比べ引き続き厳しい状況にあり、この結果、相次ぐ値上げ等により、電気料金の全国平均単価が震災前に比べて家庭用で約25%、産業用で約40%上昇するなど、国民生活や産業活動に大きな影響が及んでおります。</p> <p>国民の皆様への負担の軽減や、エネルギー安全保障の向上、温室効果ガスの削減のためにも、原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、世界最高水準の新規規制基準に適合すると認められた原発について、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。その際、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。</p> <p>原子力規制委員会としては、福島第一原子力発電所事故について、放射性物質が放出されてしまうまでにどのようなことが起きたか、基本的な事項を整理し、これを踏まえ、新規規制基準を制定しました。</p> <p>今般の審査は、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて定めた新規規制基準への適合性を確認したものであり、地震、津波といった自然現象の想定や、重大事故に対応するための設備及び手順等の実現可能性などを厳しく審査しました。しかし、安全に絶対はありません。安全追求に終わりはなく、より一層の安全を追求すべく、事業者には努力を継続するよう促しつつ、当委員会としても不断の努力をしていきます。</p> <p>放射性物質の放出に至ることのないよう様々な対策を行った上で、それでもなお放出等を仮定して、作業環境(放射線量、温度等)について審査し、作業に支障が無いことを確認しています。また、高線量の環境下における対応のため、高線量対応防護服、放水砲による対策等を整備することを確認しています。なお、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材の提供、提供資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けることができるように外部からの支援計画を定めていることも確認しています。</p> <p>使用済燃料を保管する使用済燃料ピットの安全性については、新たに定められた基準地震動に耐えることを含め、新規規制基準に適合することを確認しています。</p> <p>新規規制基準では、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、使用済燃料ピットの水位が異常に低下してしまうといった事故を想定しても、消防ポンプ、可搬式代替低圧注入ポンプ及びポンプを動かす発電機等を新たに設置し、通常の手段が失われても、使用済燃料ピットに注水できることを確認しています。</p> <p>(追加回答)</p> <p>原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓と国際的な最新の技術的知見を踏まえ、これまでの基準を抜本的に改正した新規規制基準を策定しました。今般、高浜3号及び4号炉について、新規規制基準への適合性を審査で確認しています。</p> <p>避難に必要なバスの台数等の確保については、現状、関係府県や関係市町が所有する車両のほか、電力事業者が保有する車両などにより、必要台数が確保できる見通しを立てております。仮に不足する場合には、関西広域連合等関係機関が関西圏内の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達することとしております。</p> <p>それでもなお、不足するような事態となった場合には、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し、必要な輸送能力を確保することとしております。また、不測の事態などにより、計画した車両台数が確保できない場合には、自衛隊などの実動組織を派遣するなどし、避難を実施することとしております。</p> <p>避難計画については、実効性をより高めるために、国や関係府県等により防災訓練を実施するなどし、計画の不断の改善を進めてまいります。</p>

一部調整中としていました質問に対する追加回答については、網掛けし、下線を付しています。



番号	質問・意見	機関	回答
77		関西電力	<p>・高浜発電所には、現在、2,551体の使用済燃料が貯蔵されています。</p> <p>・当社は、仮に高浜発電所で保管している使用済燃料の外部への搬出が全くなく(六ヶ所への搬出がない)、更に高浜発電所4基全ての発電所が稼働したと仮定した場合、4基合計の管理容量(3,758体)、現在の貯蔵量(2,551体)および年間平均の使用済燃料発生量(約160体)から計算すれば、使用済燃料ピットが逼迫するのは今から7～8年程度後になりますが、実際には発電所の運転状況、青森県にある日本原燃㈱の六ヶ所再処理工場の状況によるため、使用済燃料ピットの満杯時期は一概に決まるものではありません。</p> <p>貯蔵容量から1炉心(3取替分相当)を除いた数量</p> <p>・使用済燃料を再処理することで生じる高レベル放射性廃棄物については、地下300m以上の地下深くに「地層処分」する計画です。</p> <p>・「地層処分」については、平成27年5月に国の基本方針が改定され、現在、国のワーキンググループにおいて「科学的により適正が高いと考えられる地域(科学的有望地)」に関する検討が行われています。今後、国が「科学的有望地」を提示し、前面に立って最終処分の取組みが進められます。</p> <p>・当社は、使用済燃料については、国の政策に基づき青森県にある日本原燃㈱の再処理工場に搬出し、再処理することとしており、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を実施してまいります。</p>
78	<p>原発の再稼働に賛成、容認する人たちに問いたい、あなただけでなく、あなたの子供や孫が将来、放射能の危険にさらされるかもしれない、ということとどの程度の意識でとらえていますか。そもそもなぜ原発を再稼働する必要があるのですか。再稼働しなくても電力の供給は足りているのに、取って代わりものに手を出す理由が分かりません。</p>	資源エネルギー庁	<p>・現在、震災前に長期間停止していた火力やあまり稼働していなかった火力、コストの高い石油火力への依存、定期検査の繰り延べなどによって、供給力を確保している状況にあるなか、原子力の再稼働によって火力等の万一のトラブルへの対応力も増すことから、再稼働によって供給力が積み増される効果は大きいです。</p> <p>・また、原子力発電所の長期停止による発電用の燃料の輸入増などによって、貿易収支が悪化するともに、電力会社の財務状況も悪化しています。この結果、相次ぐ値上げ等により、電気料金の全国平均単価が震災前に比べて家庭用で約25%、産業用で約40%上昇するなど、国民生活や産業活動に大きな影響が及んでおり、国民の皆様の負担を軽減する観点からも再稼働は必要です。</p> <p>・原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、世界最高水準の新規性基準に適合すると認められた原発について、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。その際、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。</p>
79	<p>1. 原発事故について やはりこれから先どんな想定外のトラブルによる事故が起こり得るか、非常に心配で怖いものである。大きな発電所でもってダウンと配電する低コストを少しゆるめて、小規模設備を増やし、事故被害を小さくする事を考えてほしい。</p> <p>1. 危機管理・防災について 何かが起こったらどうするのか！事故又は他国からの核ミサイル攻撃etc. やはり核シェルターみたいな設備を、各戸～町内会～へと設置していく事が一番良いのではないかと！ 即効性、安全性etc.ぜひ考えて頂き、少しずつでもいいから現実化して行ってほしい。</p> <p>1. 発電所防災について質問 防災訓練を定期的を実施し、備えは万全とのことですが、訓練はあくまでも訓練、有事いざというときは人間のことであり、ミスも生まれるし、思わぬ行動も生まれる。現在118名確保、その内の48名は近傍から招集されるとのことですが、常時は何名の方が構内に詰めておられるのか、もし有事の場合、地震・津波等にて道路の分断、岸壁の損壊や波の関係で船の接岸が難しく上陸できないという場合もあり心配である。有事の時の人員は何名と考慮しておられるのか。ちなみに発電所までの道路は1か所です。</p>	内閣府	<p>原発がミサイルやテロなどで攻撃を受けた場合の対応については、国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」において、一般の原発事故における対応と同様の措置を講ずることとされており、原子力災害対策指針に基づいた様々な方法を活用して、国と自治体が一体となって住民避難などの対応を行います。</p> <p>この場合、基本的に、通常の原子力災害と同様、原発から5km圏内は直ちに他の地域に避難し、原発から5～30km圏内はまずは屋内退避といった対応をとることとなります。</p> <p>また、武力攻撃によって、5km圏や30km圏の範囲を超える大規模な放射性物質の放出が起きた場合においても、状況に応じて臨機応変に対処を行うことは当然であり、事態の推移に応じて、30km圏内と同様の措置をとることとなります。</p>
		関西電力	<p>有事にミスや思わぬ行動が出ないよう、またそのような事態が起こることも想定し、防災訓練は、休日夜間等様々な事態を想定し、現実には考え難いような機器の故障等まで模擬して訓練を行っています。今後も様々な想定を行い訓練を実施していく所存です。</p> <p>発電所には、万一の緊急時に備え、事故の初動対応を行うための要員70名が常駐しています。</p> <p>発電所構外の社宅・寮に滞在している召集要員(48名)の陸路の召集ルートは、防災マップや津波による浸水の深さ、土砂災害警戒区域などを踏まえ複数のルートを設定しています。これらから、土砂崩れの可能性も含めて、現場確認を行った結果、地震および土石流の発生時においても踏破可能であることを確認しています。さらに、これらのルートについて現地で複数回、複数名による訓練を実施しています。また、踏破性を向上させるために、登山グッズも配備しています。</p> <p>また、「陸路」に加えて、「海路」、「空路(ヘリコプター)」を設定しており、万一、陸路が使用できない場合においても、そのときの気象条件等に応じて、これら代替の海路・空路のルートで発電時には召集することとしています。</p> <p>こうした発電所構外からのアクセスルートに関しても、新規規制基準の適合性審査で確認いただいています。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
80	<p>先日、説明会を開いて頂きました事は、解りにくいながらも大変良かったと思います。ただ、実際起こったと仮定した時は、絶対にスムーズに避難は無理と思います。JRも通りバスも走っておりますが、全く機能しないでしょう。また、第一便は何か避難出来ても、屋内待機組が避難せざるを得ない時には既に道路は西も東も身動きが出来ない状態になっているでしょう。</p> <p>数年前の大雪でさえも、大型車が横たわっただけで一昼夜動かず、一時、電気も消えあわてて石油ストーブを出した次第です。</p> <p>当然、電話も使えず、携帯にて近所の方は会社へ重要な事柄を連絡出来、大事には至らなかった。</p> <p>どうにかして出勤せよと言われ、家人は除雪に早朝から徒歩にて出掛け、バス、JR、道路も無理と伝え、止む無く自宅待機と成り、大雪なら高速道路の様に冬用タイヤ、チェーン等装備無い車両の通行禁止すれば、事故は防げると思いますが、原発は全く別物です。数千台の車両の手配予定であっても、通行不可になると考えます。松尾、杉山は、ヘリの運用で避難出来ると思いますが、医療機関、社会福祉施設も在りますが、その場所は、通所、在住、在任の方で満杯になる事は歪めない事実と思います。</p> <p>地域の公民館に集まっても、一日や二日で解決するものではありません。当然、食料他、不測の事態が起こります。まして、弱者はその状況に耐える事が出来るか非常に心配です。絶対に原発の事故を起こさないよう普段より気を引き締めて、作業に当たっていただきたく思うだけです。</p> <p>もっと逃げ道の確保、車だけでなく船の使用等、多分係員の到着より先に我先にと私有車の車が道を塞ぐでしょう。事故が起きないよう、原発の関係者がもっともっと少しのミスなく一人一人が指差し確認、口頭確認、あやふやなら明日に延ばす本日に再確認し身を引き締めて、日々の作業に携わっていただきたく思う毎日です。</p>	市	<p>今後とも、分かり易い説明で、不安な点を少しでも解消するよう努めてまいります。</p>
	<p>たまたま、今町内会長をしている私に質問の機会を与えていただき、この機会を生かせればと質問いたします。</p> <p>原子力発電所の再稼働について、個人としては基本的に大賛成です。稼働することによって電気料金が本当に下がるか、各発電コストの差がそのまま反映されるかは決して思っておりません。すでに内部は放射線に被曝した発電所がすぐそばに在ります。ならば、現状より、より新しい、より厳しい安全基準で稼働した方が、より安全だと思います。原子力発電所に関して技術的な事等専門的な話、数字を出されてもさっぱり解りません。</p> <p>一般的な質問、こんなことも分からないのかと思われると思いますが、お答えください。</p> <p>Q1. 今回の各原発再稼働について、安全性の確保、特に津波対策に重点が置かれたと、理解しております。それでよろしいでしょうか？ (政策についての質問)</p> <p>Q2. 2030年度の原子力供給の目標値10～11%とありますが、省エネを前提としたエネルギー需要をあげていますが、11%が独り歩きし省エネが実現されない場合(実現しないと思いますが)11%ありきで、11%に不足する分を新規の原発で作られる可能性が危惧されます。電力各社は小型の原発は、費用対効果で稼働しないとのこと。であれば、新たな原発が必要となります。11%は新規の原発建設への前振りでしょうか？ (安全対策について)</p> <p>Q3. 津波の原因となる地震のマグニチュード7.4と7.8の被害の違いを教えてください。また、最大加速度550ガルと700ガルの被害の違いも教えてください。現実として想定された最大の地震が起きた場合の高浜原発だけでなく、高浜及び舞鶴地区での例えば避難時の交通アクセス、ライフライン等の被害はどの程度だと想定されていますか？</p> <p>Q4. 緊急時の電源確保に自家発電装置(可動式含め)の設置と在りますが、その燃料は何ヶ月分確保されていますか？ (地域防災計画について)</p> <p>Q5. 舞鶴市民の多くはUPZ圏内ですが、5kmと6kmの、また、5kmと10km・20km・30kmの地点の放射性物質の濃度の差を教えてください。</p> <p>Q6. EAL1については、地震情報を聞けば分かりますが、EAL2・EAL3の事態になった時、同時に国・府・市・市民にも発表される体制になっていますか？</p> <p>Q7. 運営上の介入レベルOIL3・5についても教えてください。これは、自治体にも市民レベルにも同時に知らされるものですか？</p> <p>Q8. 以前、原発に勤めている方に聞いた話ですが、作業する方は、3年間で100マイクロシーベルトを上回る被曝をしたら、作業してはいけないとのこと。OIL2の状態でも7日も被曝したら、そんな数値には収まりません。この状態を政府は受入れる！と申されるのでしょうか？</p> <p>Q9. 100マイクロシーベルトこの数値がどのように設定されたかは全く分かりませんが、ある意味安全を設定して決めた数値だと思いますが、それ以上の放射線の被曝をしないと、命令される筋はありません。なぜこのような危険な数値設定を市民に強要されるのか、国民の安全なんか知らないよと国は言うように思えてなりません。お答えください。</p> <p>Q10. 以前の舞鶴市の災害時の避難先神戸市と京都南部にあるところ(わすれましたが)と説明されてました。今回、方面とばやかされた理由をお答えください。</p> <p>Q11. 内閣府から連絡体制を確保し、関係府県・関係市町に連絡するとありますが(3-2)、一般市民への連絡は明記されておりません。その理由をお答えください。</p> <p>Q12. 最後に不必要な被ばくを避けるようにと書かれていました。ならばマグニチュード7と発表がある時点で自主的に避難するといった方法が被ばくに関して最良と考えます。が、最も舞鶴市民に詳しい舞鶴市から頂いておりますオレンジ色のファイル(町内会長と民生児童委員が共有(守秘義務)メンテナンスされていない)支援要望されているリスト(100名)を舞鶴市はどのように考えてお考えなのか、100名を2人で対応しろと命じられるのか！お答えください。もしそれを課せられるのなら、だれも町内会長、民生児童委員になる人はいません！</p> <p>こんなに多くに質問を書いた自分にびっくりしておりますが、回答のほど宜しくお願いいたします。</p>	資源エネルギー庁	<p>・エネルギーミックスは、安全性の確保を大前提に、自給率はおおむね25%程度まで改善すること、電力コストを現状よりも引き下げること、欧米に遜色ない温室効果ガス削減目標を掲げることなどの具体的な政策目標を同時達成すべく検討されたものです。</p> <p>・また、原子力発電の比率については、2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、徹底した省エネルギー・再生可能エネルギーの推進や火力発電所の効率化などにより可能な限り低減させた姿となっております。</p> <p>・なお、既存の原発の安全確認が進められているところであり、現段階において、新增設・リプレースは想定しておりません。</p>
81	<p>濃度の差について</p> <p>放射性物質は、放出源である発電所に近ければ近いほど線量が高く、離れば離れるほど線量が低くなるなどの特性があります。その上で、高浜原発については、重大事故の場合にも、原子力規制委員会が新規性基準で求めた様々な対策により、環境への放射性物質(セシウム137)の放出量は7日間で4.2テラベクレル程度、すなわち福島原発事故と比べて3桁低いレベルに抑えられると解析されています。</p> <p>このような過酷事故(解析結果のセシウム4.2テラベクレル放出)の際における被ばく線量について、屋外で何も防護措置をせずに居続けた場合であっても、5km圏外の被ばくは、緊急時の住民の被ばくについてのIAEAの基準(100ミリシーベルト/7日)を10分回るとの試算が示されています。(参照 京都府主催：第4回高浜発電所に係る地域協議会：内閣府参考資料2)</p> <p>これに加えて、屋内退避やヨウ素剤の服用という防護措置を併用すると、被ばくは更に低く抑えられると考えられます。</p> <p>一方、この試算は参考であり、避難するような事態が生じないことを示すものではありません。以上に述べたような過酷事故を更に超えるような事故が万一生じる場合も想定し、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針においては、5km圏内は、放射性物質放出前の段階から予防的に避難する範囲とし、その外側の30km圏内は、屋内退避を行いモニタリング結果等によって一時移転を行う範囲として、段階的に避難することを定めています。これは福島第一原発事故の教訓や国際基準を踏まえ策定されたものです。</p> <p>国としては、このような指針の考え方について、広報や防災訓練等を通じ、住民の方々の理解の促進を図っていきます。</p> <p>EAL2,3について</p> <p>EAL2・EAL3の事態になった際には、電力事業者から国や関係府県、関係市町へ報告されます。また、当該報告を受け、国では会見を開くなど広く国民に周知することとしています。</p>	原子力規制庁	<p>まず、地震のマグニチュードとは震源での地震の規模(大きさ)を示す指標であり、ある地点での揺れ(地震動の強さ)の程度や被害を示す指標ではありません。また、最大加速度も被害を表す指標ではありません。御質問にある数字についてですが、審査の過程において、F0-A～F0-Bの2運動から熊川断層も含めた3運動として評価することになり、地震の規模がM7.4からM7.8に見直され、地震のエネルギーとしては約4倍となりました。これらを含む見直しの結果、基準地震動としては申請当初の最大加速度550ガルから700ガルに引き上げられました。</p> <p>また、このようにして設定された基準地震動に対しても原子力発電所の安全性が確保されるように設計されていることも、工事計画認可を含めた審査において確認しています。</p>
		内閣府	<p>被曝線量上限について</p> <p>緊急時の住民の被ばくについては、IAEAが基準値として7日間で100ミリシーベルト(100,000マイクロシーベルト)としています。</p> <p>なお、「平成25年2月の原子力災害対策指針改定における防護措置の実施の判断基準(OIL:運用上の介入レベル)の設定の考え方(原子力規制委員会)」において、UPZ圏内の方々の防護措置の実施の判断基準であるOIL基準は、上記の基準値を超えないように、原子力規制委員会において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故で実施された防護措置の例と教訓、実際に観測された空間放射線量率等の水準などを踏まえ、現実に実効的な防護措置を実施するには判断基準をどのように定めることが適当かという観点から設定されたものとしています。</p> <p>避難先について</p> <p>舞鶴市の避難先については、京都府の広域避難要領で具体的に示されており、UPZ圏の住民の方については、府外避難先として神戸市や淡路市、鳴門市等が設定されており、また、府内避難先として、京都市や宇治市等が設定されています。説明会の場では、説明時間の関係で概略のみをご説明しましたが、詳細については京都府の広域避難要領をご参照ください。</p> <p>説明会資料(3-2)における連絡体制は国と関係府県、関係市町との連絡体制を現したものであり、住民への伝達手段については資料(3-3)にその代表例を記載しております。いずれにしても、避難指示等の連絡が住民へ確実に伝達されるよう、防災行政無線や広報車のほか、テレビやラジオ、エリアメールやインターネットなどのあらゆる手法を活用し周知いたします。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
81		関西電力	<p>自家発電について                      発電所敷地内に高浜3,4号機用として確保している燃料、給油手段により、発電所外部からの補給なしに最低7日間の運転継続が可能です。更に発電所敷地内には、高浜1,2号機用の燃料や他の補助施設用の燃料も保管しています。                      それ以降については、非常時用として大阪の油槽所に常時保管している燃料等を陸路だけでなく、海路や空路により十分な量が外部から調達でき、重大事故等への対応が収束するまで継続的に運転できます。</p> <p>・当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故を大変重く受け止めて、このような事故を二度と起こさないよう、事故直後より原子力発電所の安全確保に全力で取り組んでいます。具体的には、電源確保対策、浸水対策、原子炉および使用済燃料ピットの冷却機能の確保といった原子力発電所の安全対策を速やかに実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として定められた新規規制基準に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故のような放射性物質の大規模な放出に至らないよう、安全対策を幾重にも講じており、その安全性については、公開の原子力規制委員会 においてご説明し確認されています。</p> <p>・さらに有効な対策を多重・多様に確保する「深層防護」の観点から、仮に炉心損傷が起こったとしても原子炉格納容器の健全性を確保し、大量の放射性物質の放出による人的被害を防止するための対策を幾重にも講じることで、東京電力福島第一原子力発電所のような大量の放射性物質を放出する事故は回避できると考えています。</p> <p>・今後とも規制の枠組みにとどまることなく、原子力発電の安全性向上に向けて、自主的かつ継続的に安全性の向上に取り組んでまいります。</p> <p>審査会合での審査67回(設置変更許可まで)平成25年7月16日～平成26年11月18日</p>
		市	<p>平成23年の東日本大震災において、特に災害弱者と言われる高齢者や障害者の被害が顕著であった一方で、避難支援者(消防団員、民生児童委員など)にも多数の犠牲が生じたことを教訓として、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。</p> <p>本市においても当該名簿を作成し、自治会、民生児童委員、警察、消防団と共有しているところです。</p> <p>その目的は、災害から命を守るための活動として、地域における共助(助け合い)を促進していくことですが、避難支援は自分や家族の身の安全を確保したうえで実施いただくものであり、名簿掲載者全員への対応を義務付けるものではありません。</p> <p>自治会長の皆様には、当該名簿をご活用いただくなど、地域において、日頃の見守り、声かけによるコミュニティの強化や避難訓練による協働体制の構築・強化などにご協力いただきたいと思いますと考えており、市も責任をもって連携し支援してまいります。</p>
82	<p>1)市民に情報を公開し、意見を聞くために住民説明会に出席された方々(特に自治会代表者など)による説明会や方々の原発に対する意見を積極的に発言する場を持つように市側は働きかけるべきと考える。                      2)住民説明会の内容および市の原発に対する安全のための防災計画を周知することを目的とする一般住民への説明会を開催すべきと考える。                      3)原発事故に対する防災計画を住民と一緒に検討すべきと考える。</p>	市	<p>市民の安全・安心を確保しなければならない市としましては、万一の際の住民避難につきまして、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでまいります。現在、より実効性のある避難計画となるよう「舞鶴市原子力災害住民避難計画」の改正作業を行っており、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えております。</p>